商工だより



いつも心に国産品

No.27

奈良商工会議所

日本染織工業株式会社

取締役社長　越智岩太郎

営業種目

輸出・内需・綿・スフ・麻・純毛・化(合)織・
蚊帳地・その他の製織並に染色整理加工
A、製織（綿・スフ・麻・純毛・化(合)織
蚊帳地・服地・芯地・モスリン・その他）
B、染色（綿・スフ・麻・純毛・化(合)織
織物の染色整理加工「特に樹脂加工」
キリンモスリン・キリンウール特一号）

本社　奈良市油阪町一〇五　電話奈良②四九八〇
本社工場　奈良市油阪町一〇五　電話奈良②五七五一
西大寺工場　奈良市西大寺町　電話奈良②五七五二
商事部　京都市中京区蛸薬師通東洞院東入る　電話京都㉒五七五三
右同寝具部　京都市下京区富小路通五条下る　電話京都㉟五七五四
三一八七
一九〇四

奈良近鉄タクシー株式会社

本社　奈良②8811代表

代表取締役　杉本勝彦

〈事業場一覧表〉

奈良	TEL 奈良② 5501代	学園前	TEL 奈良⑤ 0091代	桜井	TEL 桜井 2070・2370
西御門	TEL 奈良② 5271	登美が丘	TEL 奈良⑤ 0781	榛原	TEL 榛原 1・46
油阪	TEL 奈良② 5268	富雄	TEL 奈良⑤ 0096	大宇陀	TEL 大宇陀 18・49
国鉄	TEL 奈良② 5274	生駒	TEL 生駒 2067・2965	五条	TEL 五条 3297代
紀寺	TEL 奈良② 8057	九条	TEL 郡山 4246	下市	TEL 下市 3705代
大安寺	TEL 奈良② 8680	天理	TEL 天理② 1453	上市	TEL 吉野 2961代
三笠温泉	TEL 奈良② 0014	八木	TEL 橿原 2141・4311	吉野山	TEL 吉野 3021代
法華寺	TEL 奈良② 0966	壺阪	TEL 高取 4 3	柏木	TEL 柏木 3 3
あやめ池	TEL 奈良② 0095	高田	TEL 高田② 5921		

ノーブルなムード

※

お待ち合せ・ご会食に



喫茶・フランス風料理

グリル チェンバー

奈良市東向中町　（近鉄駅前）
奈良商工会議所内　（1階）
TEL 奈良② — 3538



春宵のかげチラホラと観世音

藤園

目　次

【会議所の動き】

① 昭和40年度予算総会開かる……2

② 昭和39年度事業報告12—3月……4

③ 日商総会状況……8

【要　望】県市への要望書……8

常議員赤坂頼麿氏逝去

【文　壇】短歌・俳句……9

【解　説】会社更生法の運用と問題点……10

貸会場御案内……15

優良観光土産品連絡協議会発足す……16

ニュース

第五回優良従業員表彰式開催さる……18

新入社員激励会……20

共同宿舎建設計画進む……21

お知らせ……21

【報　告】先進地視察報告……22

【解　説】昭和40年度中小企業関係税制改正について……28

【講演会】鍵を握るアメリカ

「最近の不況とその乗り切り方」より

日本経済新聞社大阪本社編集局長……小針寛司氏……29

好評を博した県下土産品　於　東京三越……32

中小企業相談所……33

—【懇談会】—

金融懇談会……34

物価指数……38

【紹　介】売り希望、買い希望。……39

巡回スライド案内……40

ご交遊に　ビジネスに

ご利用下さい

・冷暖房完備・



(株) 都ホテル経営

近鉄・都ホテルチェーン

奈良ホテル

奈良公園電話(奈良)②—4101

テレックス:5522—108

近畿電氣工事株式會社

社長　大森久司

奈良支店長　岸井英夫

〈会議所の動き〉

昭和四十年度予算総会開かる

三月二十三日午前当所ホールにて常議員会を開催、引き続いて同日午後三時四十分京都商工会議所ホールにて通常議員総会を開催し、大森会頭並びに中村専務理事より昭和四十年度事業方針並びに同予算等について説明され提出議案は原案通り可決された。

次いで既設の小規模事業指導室を中小企業相談所に改め運営の強化をはかることになった。

尚、当所が進めている中小企業従業員共同宿舎建設についての進捗状況を中村専務理事より中間報告あり又、さきに発足を見た給食センター運営について奥田同協同組合理事より運営状況について着々軌道に乗りつつあることを力強く説明があった。提出議件は次の通り。

基本方針

昭和四十年度のわが国経済は、開放経済体制二年目を迎え国際的経済の影響が一層深まり、これに対する産業構造の変化、国際競争に耐えうる近代化への体質改善の要請が強まり、それと並んで国内的には高度成長より安定成長への移行に伴うひずみ是正というきびしい時期に直面している。

当商工会議所は、この様な情勢のもとで従来より以上に企業の体質改善、経営の近代化、合理化を一段と推進し、企業の協業、共同化、集団化等中小企業基盤の強化、構造の高度化を計ることが急務である。

従って近畿圏整備総合計画の推移と足下の問題としての近鉄地下乗入れ問題にも最大の関心を持ち、更には昭和四十五年開催予定の万国博とも関連して観光産業対策を重要な課題として採り上げる等時代の流れに対処するための地域内商工業者の自覚と自主的努力による高度化意欲を醸成すると共に、地域内商工業者の与論を結集して地域産業経済の振興に寄与することが肝要である。

以上の基本方針に基づき本年度の事業計画を次の様に策定する。

施策の概要

一、意見の公表と建議要望

(一) 地域開発に関する長期計画から小規模事業施策に至るまで部会を通じて意見を結集し、各専門委員会において専門的に研究討議し、之を併せて与論の指導的役割を果す意見の公表を行ない、時に応じて行政庁その他に対し施策の建議、具申、要望を行なう。

(二) 行政庁、上部組織機関の諮問に応じ、産業界を代表して意見の答申を行なう。

二、調査、統計、広報に関する事業

(一) 経済動向に関する各種調査の実施

(二) 地域経済開発、観光都市建設に関する各種調査の実施、資料の蒐集

(三) 経営近代化に関する各種基礎調査の実施

(四) 地域内産業に関する調査の実施と基礎資料の整備、配布

(五) 広報資料としての「商工だより」の発刊、配布

(六) 観光関係宣伝冊誌の刊行、配布

三、総括的な事業

(一) 奈良国際文化観光都市建設計画実現の促進

(二) 都市計画路線完成の促進

(三) 経済情勢啓発のための講演会等の開催

(四) 組織活用による各専門委員会、各部会の頻度開催

(五) 税務、金融問題に関する説明会及び政府金融機関の融資制度の利用斡旋

(六) 従業員確保対策の推進、従業員共同宿舎の建設

(七) 業界別二世会の組織指導による合理化促進

(八) 計算技術、書写、簿記等の講習会の開催と検定の実施による商工技術の振興

(九) 国旗掲揚運動の展開

(十) 国産品普及向上運動の推進

(十一) 街を静かに美しくする運動の協賛推進

(十二) 商業道徳高揚運動の推進

四、工業関係振興対策に関する事業

(一) 工場集団化、企業合同、共同施設の設置等、工業構造高度化の研究と促進

(二) 経営近代化を促進するため経営者、幹部を対象とする各種経営セミナー等の開催

(三) 伝統産業等に対する企業診断の受診奨励と企業合理化の促進

(四) 製造事業場の原材料共同仕入機構組織推進

(五) 見本市、展示会等の主催及び協賛

(六) 先進地工業都市、事業場の見学並びにその研究

五、商業振興対策に関する事業

(一) 流通革命に対処するための協業化、大型化、共同仕入機構の組織、指導等商業構造高度化の促進

(二) 商店街整備の共同施設の設置、研究と実施推進

(三) 商店街運営並びに商店街不燃化対策の研究推進

(四) 近代的経営による体質改善を計るため、経営者、主婦、従業員を対象に各種講習会の開催

(五) 先進地商店街の見学並びにその研究

(六) 商店街経営診断の受診奨励、実施

(七) 商店サービス強化運動の実施

(八) 商店街大売出し行事の実施

(九) 近鉄地下乗入れ問題の研究と対策

六、観光振興に関する事業

(一) 観光需要増加施策の推進

(二) 観光受入態勢整備拡充の再検討と促進

(三) 観光ルートの整備、特に回遊路線整備促進

(四) 観光土産品の改善指導と育成

(五) 四十五年開催予定の万国博に関連して国際観光ホテル建設促進

(六) 観光行政への協力、関係諸団体の行なう観光事業に協力

七、貿易振興対策事業

(一) 貿易振興運動の積極的推進



(二) 中南米、東南アジア経済市場調査視察団の編成派遣斡旋

(三) 国際見本市、博覧会等の出品促進と見学研究の実施

(四) 輸出向特産品産業の振興育成

(五) 輸出品原産地証明並びに関連各種証明書の発給

八、官公衙、関連団体との連繋

(一) 商工業、観光振興に関し関係諸官衙、関連団体と連繋協調に努め、目的達成に努める。

(二) 随時行政首脳者及び地元経済団体主宰者と懇談、意見交換等を開催して意志の疎通を図る。

九、特定商工業者対策

(一) 特定商工業者法定台帳を作成して信用調査その他各種調査研究の基礎資料とする。

(二) 法定台帳管理運用は日常の取引斡旋に活用すると共に名簿作成の資料として利用の活発化を図る。

十、商工相談に関する事業

従来の小規模事業指導室という名称を中小企業相談所と改め、本年は更に広汎且つ積極的に中小企業者特に小規模事業者を対象として、問題点の把握に努め経営改善に関する指導、相談業務を遂行する。

(一) 経営指導員の高度運用

地区内小規模事業の指導に関し、経営指導員四名を以って地区分担を定めて積極的な巡回指導を行なう。

経営改善指導業務の適正能率化をはかるため、既設の小規模事業対策連絡所組織を活用し、随時連絡所運営委員会を開催してその助言と協力によって指導業務の効率運用を図る。

(二) 専門指導員の活用

経理、税務、金融、経営、労務、法律、商標各専門指導員による集団指導、個別指導の頻度開催によって小規模事業の体質改善を促進する。

昭和40年度一般会計予算書

(自昭和40年4月1日 至昭和41年3月31日) 奈良商工会議所

収入の部

(単位円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増△減
会費	7,100,000	6,600,000	500,000
負担金	724,500	679,500	45,000
交付金	4,656,000	4,356,000	300,000
事業収入	680,000	680,000	—
寄付金	1,000	1,000	—
雑収入	35,000	35,000	—
前年度繰越金	50,000	50,000	—
合計	13,246,500	12,401,500	845,000

支出の部

科目	本年度予算額	前年度予算額	増△減
給与費	3,199,000	2,962,000	237,000
旅費	250,000	250,000	—
事務局費	780,000	770,000	10,000
会議費	505,000	465,000	40,000
事業費	3,600,000	3,350,000	250,000
小規模事業対策費	2,710,000	2,416,000	294,000
法定台帳管理作成費	716,000	680,000	36,000
選挙費	—	150,000	△ 150,000
交際費	170,000	170,000	—
公分担金	503,000	423,000	80,000
福厚生費	260,000	210,000	50,000
退職資金特別繰入	450,000	450,000	—
雑費	100,000	100,000	—
予備費	3,500	5,500	△ 2,000
合計	13,246,500	12,401,500	845,000

昭和三十九年下期事業報告

（十二月～三月）

十二月

一日（火）第二回社長教室　於当所
主催　奈良県商工課・奈良商工会議所
テーマと講師
1　明日の経営者
　奈良県商工課　守谷　健一氏
2　労使の問題
　奈良レース㈱社長　高田健二郎氏
3　西独より帰りて
　関屋化学㈱社長　池浦　孝一氏
4　競争激化のもとにおける企業経営
　大塚経営研究所長　大塚　俊郎氏
出席　六〇名

二日（水）男子従業員訓練講座　於当所
講師　㈱ビジネスコンサルタント
　土岸　義明氏
テーマ　男子社員としての必要な知識
出席　一五名

六日（日）第十九回計算尺検定試験
　於奈良商工会議所
受験者　四九八　合格者　一四一
合格率　二八・三%

七日（月）効果的な宣伝の仕方講習会　於当所
講師　㈱電通　三木　康夫氏
　〃　八代　善一氏
テーマ　効果的な宣伝・チラシの方法について
出席　一〇名

八日（火）商業小売部会正副部会長会　於当所
出席　福田部会長、今来・阪本・橋村副部会長他三名
当所　中村主事
議件　オリンピック装飾補助金配分について

八日（火）昭和三十九年度オリンピック奈良商店サービスコンクール表彰式　於当所
出席　県商工課　小松係長
　〃　穴田課員
　市観光商工課　今西課長
　商業小売部会　福田部会長他四名
　被表彰店主　六名
　当所和井田局長・木戸課長

九日（水）税務講習会　於当所
講師　関西経営相談所長　神野春雄氏

十日（木）税務講習会　於当所
講師　関西経営相談所長　神野春雄氏
テーマ　(1)　損をしない税金の納め方
　(2)　税務申告書作成のポイント
出席　六名

十一日（金）税務講習会　於当所
講師　関西経営相談所長　神野春雄氏
テーマ　(1)　損をしない税金の納め方
　(2)　税務申告書作成のポイント
出席　六名

十一日（金）巡回経営セミナー
於　奈良市肘塚町　森本家具製作所
担当者　中村指導員・森本指導員
使用スライド
(1)　販売効率を上げるには
(2)　店頭販売の秘決（接客編）
(3)　接客サービス（上）
　〃　（下）
(4)　職場のモラール

十四日（月）中小企業経営近代化セミナー　於当所
講師　日本経営コンサルタント協会
　会長　池見　猛氏
テーマ　(1)　税　金
　(2)　財産管理
　(3)　販売促進
　(4)　従業員との人間関係
出席　三五名

十五日（火）第二回運営委員会　於当所
出席　河合副会頭、奥田委員長他八委員、阪本議員
当所　中村専務理事
議件　(1)　共同宿舎建設について
　(2)　会員増加運動について

十八日（金）第二回観光部会運営委員会　於当所
出席　大東委員長他八名
当所　中村専務理事・和井田局長
議件　(1)　観光奈良の動きについて
　(2)　部会運営について

十八日（金）年末景況（商店街・主要商店）調査
担当者　当所指導員四名

二十二日（火）観光土産品しおり編集委員会　於当所
議件　しおり編集の具体案について
出席　県観光課　実守技師

市観光商工課　山田技師
県商工観光館　間瀬技師
松岡会長他二名
当所　木戸課長

二十三日（水）二十五日（金）
中小企業近代化に関する視察実施
視察先
（桐生・高崎・松本方面）
参加者　市観光商工課　今西課長
　〃　東田係長
　商業小売部会　福田部会長
　商業振興委員会　阪本委員長
当所　中村専務理事
　〃　木戸課長

一月

五日（火）新年名刺交換会　於当所三階ホール
主催　奈良商工会議所
　大和経済倶楽部
出席　大森会頭他八一名

十二日（火）正副会頭会　於奈良ホテル
出席　大森会頭、河合・吉川各副会頭
当所　中村専務理事・和井田事務局長

第三十八回常議員会　於奈良ホテル
出席　大森会頭、河合・吉川各副会頭
　市観光商工課　山田技師
　県商工観光館　間瀬技師
　松岡会長他二名
当所　中村専務理事・和井田事務局長

議件　1　議員異動報告の件
　2　部会規程一部改正の件
　3　常設委員会正副委員長選任の件
　4　従業員共同宿舎について
　5　経済講演会開催について

十七日（日）第八回全国計算尺競技大会　於東京日大
本県より一般の部一名、学生の部四名が参加

十八日(月)～二十二日(金)
TWI講習　於奈良交通
担当　中村指導員
出席　一〇名

十九日（火）第二回運営委員会　於当所
出席　小山副会頭、杉本委員長他九委員
当所　中村専務理事
ゲスト　市観光商工課　東田係長

二十一日（木）観光部会運営委員会　於当所
出席　大東部会長他八名
当所　中村専務理事・和井田局長・木戸課長

議件　1　松岡委員提案の六項目について

二十二日（金）土産品のしおり写真撮影　於商工観光館
出席　県観工課　実守・乾両技師
　商工観光館　間瀬技師
当所　木戸課長・綿岡指導員

二十三日（土）新春経済講演会　於当所
主催　奈良商工会議所
講師　日本経済新聞社大阪本社
　編集局長　小針　寛司氏
テーマ　最近の経済情勢と不況の乗り切り方
出席　四三名

二十五日（月）青色申告決算の仕方説明会　於当所
主催　奈良税務署
後援　当所

二十六日（火）奈良のみやげしおり編集委員会　於当所
出席　乾氏他六名
当所　木戸課長・綿岡指導員
議件　奈良のしおり編集について
　〃　枚方団地視察
視察者　河合副会頭、奥田・阪本各委員
当所　中村専務理事・和井田局長
　〃　アーケード竣工祝賀会
於　下御門商店街協同組合

出席　大森会頭・木戸課長

二十八日（木）第一回部会長会議　於当所
出席　河合・吉川・小山各副会頭
　阪本商業小売副部会長他八名
当所　中村専務理事・和井田局長・木戸課長

ゲスト　市観光商工課　東田係長
　〃　金融懇談会　於当所
出席　近畿財務局奈良財務部長
　官原　正吾氏
　同理財課長　山本　八郎氏
　石坂住友銀行奈良支店長他七名
河合・吉川・小山各副会頭
部会代表　一〇名
当所　中村専務理事

ゲスト　市観光商工課　東田係長

三十日（土）緊急役員会（常議員会）　於当所
出席　大森会頭、河合・吉川各副会頭
　杉本氏他一五名
当所　中村専務理事

〃　第二十一回日本商工会議所通常会頭会
　　昌総会　　於　日商
　　出席　中村専務理事
　　主催　日本商工会議所・全国観光土産
　　品連盟
　　当所より六名が審査申込、左記
　　の通り八賞が決定した。
　全国観光土産品連盟会長賞
　　古寺の仏像（松山能鳴園）
　　銀　賞　和井田局長
　　出席　大商
　・事務局会議　於日商
　　十九日（金）　日本商工会議所専務理事
　　出席　中村専務理事・和井田局長
　　二十日（土）　定例税務相談　於　当所
　　相談員　大阪国税局大蔵係員
　　相談件数　一件
　中小企業近代化に関する視察実施
　　二十三日（火～二十七日（土）
　　視察先　一　佐賀機械金属工業団地
　　二　長崎市浜市商店街
　　三　大分工業団地
　　参加者　当所中小企業対策委員長
　　奥田　由三氏
　　〃　工業部会副部会長
　　上林　安彦氏
　　奈良市観光商工課長補佐
　　竹内　善一氏
　　当所　事務局長　和井田恒道
　　〃　主　事　中村　隆宗
　　三　月
　　旧名称　小規模事業指導室
　　新名称　中小企業相談所
　　〃　第三十回議員総会
　　第七回全国推奨観光土産品発表会
　　第五回全国総パネル展示即売会
　　主催　日本商工会議所・全国観光土
　　産品連盟
　　後援　国土庁・運輸省・通産省・農
　　林水産省・労働省・自治省・全国知
　　事会・全国市長会・全国町村会・日
　　本観光連盟・日本観光協会・日本交
　　通公社・日本国有鉄道・日本観光旅
　　館連盟・全国観光土産品連盟
　　会場　東京三越
　　三月二日～三月七日
　　出品点数　一、七五四品
　　出品目数　一九七
　　十六日（火）　奈良観光土産品連絡協議
　　会幹事会　於　当所
　　出席　観光協会喜多氏、食品衛生協会
　　永井氏
　　当所　和井田局長・木戸課長
　　議件　1　昭和四十年度事業計画案審
　　議の件
　　2　昭和四十年度一般会計収支
　　予算案審議の件
　　3　小規模事業指導室の名称変
　　更の件
　　旧名称　小規模事業指導室
　　新名称　中小企業相談所
　　〃　第五回優良従業員表彰式
　　於　当所
　　出席　大森会頭、河合・吉川・小山各
　　副会頭、吉川顧問他八名
　　当所　中村専務理事・和井田局
　　長
　　来賓　奥田知事・長谷市助役
　　当所　大森会頭、河合・吉川・
　　小山副会頭和木審査委員
　　長、吉川・越智顧問中村
　　専務理事・和井田局長
　　議件　1　昭和四十年度事業計画案審
　　議の件
　　2　昭和四十年度一般会計収支
　　予算案審議の件
　　3　小規模事業指導室の名称変
　　更の件
　　旧名称　小規模事業指導室
　　新名称　中小企業相談所
　　〃　第五回優良従業員表彰式
　　於　当所
　　出席　大森会頭、河合・吉川・小山各
　　副会頭、吉川顧問他八名
　　当所　中村専務理事・和井田局
　　長
　　来賓　奥田　由三氏
　　〃　工業部会副部会長
　　上林　安彦氏
　　奈良市観光商工課長補佐
　　竹内　善一氏
　　当所　事務局長　和井田恒道
　　〃　主　事　中村　隆宗
　　三　月
　　旧名称　小規模事業指導室
　　新名称　中小企業相談所
　　〃　第三十回議員総会
　　第七回全国推奨観光土産品発表会
　　第五回全国総パネル展示即売会
　　主催　日本商工会議所・全国観光土
　　産品連盟
　　後援　国土庁・運輸省・通産省・農
　　林水産省・労働省・自治省・全国知
　　事会・全国市長会・全国町村会・日
　　本観光連盟・日本観光協会・日本交
　　通公社・日本国有鉄道・日本観光旅
　　館連盟・全国観光土産品連盟
　　会場　東京三越
　　三月二日～三月七日
　　出品点数　一、七五四品
　　出品目数　一九七
　　十六日（火）　奈良観光土産品連絡協議
　　会幹事会　於　当所
　　出席　観光協会喜多氏、食品衛生協会
　　永井氏
　　当所　和井田局長・木戸課長
　　議件　1　昭和四十年度事業計画案審
　　議の件
　　2　昭和四十年度一般会計収支
　　予算案審議の件
　　3　小規模事業指導室の名称変
　　更の件
　　旧名称　小規模事業指導室
　　新名称　中小企業相談所
　　〃　第五回優良従業員表彰式
　　於　当所
　　出席　大森会頭、河合・吉川・小山各
　　副会頭、吉川顧問他八名
　　当所　中村専務理事・和井田局
　　長
　　来賓　奥田　由三氏
　　〃　工業部会副部会長
　　上林　安彦氏
　　奈良市観光商工課長補佐
　　竹内　善一氏
　　当所　事務局長　和井田恒道
　　〃　主　事　中村　隆宗
　　三　月
　　旧名称　小規模事業指導室
　　新名称　中小企業相談所
　　〃　第三十回議員総会

　　第七回全国推奨観光土産品発表会
　　第五回全国総パネル展示即売会
　　主催　日本商工会議所・全国観光土
　　産品連盟
　　後援　国土庁・運輸省・通産省・農
　　林水産省・労働省・自治省・全国知
　　事会・全国市長会・全国町村会・日
　　本観光連盟・日本観光協会・日本交
　　通公社・日本国有鉄道・日本観光旅
　　館連盟・全国観光土産品連盟
　　会場　東京三越
　　三月二日～三月七日
　　出品点数　一、七五四品
　　出品目数　一九七
　　十六日（火）　奈良観光土産品連絡協議
　　会幹事会　於　当所
　　出席　観光協会喜多氏、食品衛生協会
　　永井氏
　　当所　和井田局長・木戸課長
　　議件　1　昭和四十年度事業計画案審
　　議の件
　　2　昭和四十年度一般会計収支
　　予算案審議の件
　　3　小規模事業指導室の名称変
　　更の件
　　旧名称　小規模事業指導室
　　新名称　中小企業相談所
　　〃　第五回優良従業員表彰式
　　於　当所
　　出席　大森会頭、河合・吉川・小山各
　　副会頭、吉川顧問他八名
　　当所　中村専務理事・和井田局
　　長
　　来賓　奥田　由三氏
　　〃　工業部会副部会長
　　上林　安彦氏
　　奈良市観光商工課長補佐
　　竹内　善一氏
　　当所　事務局長　和井田恒道
　　〃　主　事　中村　隆宗
　　三　月
　　旧名称　小規模事業指導室
　　新名称　中小企業相談所
　　〃　第三十回議員総会

　　主催　奈良商工会議所
　　講師　奈良税務署・中村主事
　　出席　福田部会長他一九名
　　〃　商業小売部会運営委員会　於当所
　　・木戸課長
　　議件　推奨制度就合について
　　出席　小山副会頭、松木委員長他六委
　　員
　　十六日（水）　第五回優良従業員表彰の被
　　表彰者選定について
　　申込　五五について還衛
　　十七日（水）　日本商工会議所常議員会
　　主催　日本商工会議所
　　出席　中村専務理事
　　二十三日（火）　正副会頭会議　於当所
　　副会頭
　　出席　大森会頭、河合・吉川・小山各
　　〃　青年部会議　於　当所
　　出席　川本部会長他四名
　　当所　中村主事
　　議件　1　年次計画について
　　2　経営ラクマセミナーについ
　　ての研究
　　於　当所
　　小企業における労務管理の
　　チーフ　中小企業労務管理講習会
　　於　当所
　　講師　奈良商工会議所
　　助教授　橋爪　勝次氏
　　四月五名
　　出席　四月五日（金）・八日（月）・九日
　　（火）・五日（金）・八日（月）・九日
　　チーフ　売掛代金回収について
　　講師　奈良商工会議所
　　主催　奈良商工会議所
　　出席　四月五名
　　四日（木）・

要望書

昭和四十年二月八日

奈良県知事　奥田　良三殿
奈良市長　高椋　正次殿

奈良商工会議所会頭
大森久司

昭和四十年の我国経済は金融引締等一連の過熱景気調整の後を受けて安定成長の基盤の確立する年であると云うものの特に中小企業に於ては販売競争が激化する反面、金利負担増労働賃金の上昇等のコスト上昇によって企業収益は著しく圧迫され、殊に深刻なものがあり、更に国際競争の激化に伴う影響もひしひしとせまり、この経済構造の変革期に即応した態勢を整え、積極的な企業努力と取組むことは勿論でありますが、行政当局におかれても政府の中小企業重点施策に呼応して、特に中小企業振興面に劃期的総合的配慮を要望するものであります。

殊に当面の重要案件と目される近畿圏整備計画と関連して、又四十五年開催の万国博開催を前に際し、国際観光都市としての受入整備等に関し格段の措置を講ぜられる様、左記諸点について善処方要望する次第であります。

記

①県への要望

一、近鉄地下乗入れ問題については、周辺商店街の影響力が特に大きいので計画の進行に伴い、その都度本所に諮問され度い。

尚、官民関係者の審議委員会を組織せられ度し。

二、奈良国際観光ホテルの早期建設。
（万国博覧会を控え）

三、奈良～伊丹空港を結ぶルートの新設。

四、奈良バイパスの早期実現。

五、中小企業共同施設に対する大巾助成。

六、国際会議場（一室三、〇〇〇人収容）建設促進。

七、観光回遊路線の整備。
奈良～薬師寺～九条～郡山城跡～小泉～法隆寺～奈良。

八、平城宮跡の買上げに伴う史跡公園の建設。

九、国鉄関西線ラッシュ時増発の促進。

十、海外見本市等の出品及び貿易振興の為の海外市場調査の援助。

②市への要望

一、奈良国際ホテルの早期実現（万国博を控え）

二、市内主要道路の全面舗装整備。

三、市営モータープールの新設。

四、中小企業共同施設に対する大巾助成。

五、国鉄関西線ラッシュ時増発の促進側面援助。

第二十一回日商総会状況

日本商工会議所第二十一回通常会員総会は、三月十八日午前十時から東京・丸ノ内東商ビルで全国商工会議所会頭、副会頭、専務理事三五〇名が出席して開催され、当所からは中村専務理事が出席した。

足立会頭の挨拶及び佐藤首相の挨拶の要旨は次の通りである。

◇足立会頭のあいさつ

㈠　日本経済の現状は、一部金融が緩和された現在でも、実需も上回る生産、無理な販売競争による企業間信用の膨張など、複雑な問題をかかえている。これは単に金融引締めの影響ばかりといえないが、最近のように倒産が激増し、不況が深刻化していることを考えればこの際公定歩合の再引下げ等金融緩和にふみ切るべきだ。

㈡　物価の安定は国際収支の均衡と並んで経済成長に重要な問題だ。このまま放置すれば賃金と物価の悪循環をおこすおそれがある。政府は本腰を入れてとりくむべきだ。

㈢　今後の企業経営は量的の拡大から質的充実に重点を移し、利潤を重視しなければならない。同時に経営者は企業の社会的責任を自覚して経営のモラルを重んずべきで粉飾決算、下請企業の不当な扱いなどは厳にいましめなければならない。

◇佐藤首相あいさつ

㈠　IMF八条国への移行、OECDへ正式加盟等による国際競争力を強化して輸出振興を図る。

㈡　高度経済成長に伴う経済的、社会的ヒズミを是正して経済開発と均衡のとれた社会開発を推進する。

㈢　安定経済繁栄のもとに高度の文明社会の建設を政治理念として住宅、生活環境の整備、公害防止、人的能力の開発及び農業、中小企業の近代化を図る。

㈣　中小企業の税負担を軽くし、設備の近代化、協業化、経営の合理化、技術水準の向上のための施策を推進する。黒字倒産、連鎖倒産の防止に弾力的措置を講じ、下請取引の適正化を強力に進める。

㈤　企業はシェア競争（売上拡大競争）に追われ借金で設備投資を進めてきており、製品が売れないのにどんどん手形化され経営の狂いをますます大きくしているのが今日の企業倒産の原因である。各企業自体も政治家も充分に社会的責任を自覚して欲しい。

本所常議員
赤坂頼磨氏逝去



本所常議員赤坂頼磨氏（株式会社南都銀行頭取）は去る三月二十五日午後十一時逝去され、同二十八日午後三時より大和郡山、永慶寺において告別式が執行されました（享年六十二才）。同氏は昭和二十四年本所理事（現常議員）に就任以来連続七期、十六年の間、役員として本所運営に尽力され、その間経済政策委員長、理財部会長等歴任され、金融関係はもとより常に幅広く業界の発展に貢献されました。

茲に謹みて深く哀悼の意を表します。

遺詠　故赤坂藤園

○国立病院四句

我が庵のこのふたとせの秋をしらずこしかたをつら〳〵たどり鰯雲

安らかな旅をつゞくる嬉しさよ座席ゆずられし君がなさけに

帰るとてすでに落葉の庵ならむゆく秋の雨も天気も窓一つ

○絶句　三月十六日

春宵のかげチラホラと観世音

悼赤坂頭取

南都銀行取締役
辻大牙

○御病気全快を祈って
日詣りの道の枯芝青みそむ

○永慶寺墓所に詣ひ二句
新帰元仁高居士と春雨に
春の雨土となられし土に降る

短歌　竹村慶直

千年の文化匂ひてさく花の　奈良のシンボル新県庁舎

花の上にあらゞぎそびえ猿沢の柳みどりに奈良の賑ひ

石仏をたづねて降る溪の道うぐひす鳴けり暫時やすらう

銭湯にて　奥村芳秋

奇特なるまごころうれしなき祖父に似たると云ひて背を流かし呉れし人

旅行の車中にて
安らかな旅をつゞくる嬉しさよ座席ゆずられし君がなさけに

弘仁寺の野点席にて
みほとけの慈光あまねき寺に来て茶の湯たのしむ花の下かげ

文壇

〔解　説〕

会社更生法の適用を申し立てた会社がてたら債権者はこの点に注意を……

会社更生法の運用と問題点

はじめに

株式会社が事業の破綻をきたしたときに用いる法律的な解決方法としては、会社更生法による更生手続の外に、破産法による破産手続・和議法による和議手続及び商法の整理の各制度がある。これらの制度は、全債権者を一丸として債権の弁済を図る点で普通の強制執行とは異なる。

しかし、破産手続は破産者の全財産を換価して、債権者に平等分配することを建前にしているので、企業はそのために解体され、当事者にとってはもちろんのこと、社会的にも大きな損失を与えるものである。現実には、債権者はむしろ破産の申立を債権取立の間接的な強制手段として利用する傾向がある。

また、和議手続は、破産の予防を目的とする私的な再建案の成立を法制化したものであるが、破産手続と同じく抵当権者その他の担保権者を参加させられないので株式会社については余り利用されていない。

次に、商法の規定する株式会社の整理は、債権者全員の同意を得なければ再建案を成立させることができないので、再建案といっても個々の示談（和解契約）を集めただけのものであり、債権者の譲歩を求めるには極めて弱い法律である。

以上のいずれの制度にも一定の限界があり、とくに担保権者の譲歩を求めえないので、経済的に行きづまった株式会社を建て直すには不十分な面がある。そこで、会社更生法が昭和二十七年に、経済的に窮境にある株式会社の事業を続けつつ更生させようという目的で制定された。

もともと、こういうじみな性格の法律であるだけに、経済のいちじるしい成長期には注目をあびることはなかったが、現在のわが国の経済情勢を反映して最近では更生手続の利用傾向について大きな関心が持たれている。

この会社更生法は戦後の占領後期に、占領軍当局の示唆に基づいて、アメリカの連邦破産法の中にある、会社をつぶさずに更生させようとする一連の規定を手本にして作られた法律である。

会社更生法の目的は

同法の第一条には、「この法律は、窮境にあるが、再建の見込のある株式会社について、債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ、その事業の維持更生を図ることを目的とする。」を規定されている。

従って、本法は株式会社だけに適用される。こうした会社の事業が廃止されるということは、何といっても社会的にも経済的にも大きな損失になるから、債権者もできるだけ譲歩してもらって、会社を再建させてやろうという趣意のものである。そこで、和議手続とか商法の整理などに比べて、債権者の譲歩を強く求めることができるようにしている。たとえ、抵当権者のような担保権者に対しても、あるいは租税に対してでも、譲歩を要求することを認めている。

このように、会社更生法は強く債権者の譲歩を求めてまで事業の維持更生を図ろうとするものなので、この法律が適用される株式会社は大規模な株式会社であることを予定しているが、わが国の株式会社には中小規模のものが少なくないので、ある程度の大きさの中会社についても更生手続が行なわれることがある。最近では、やや更生手続を濫用するきらいがあるという批判も出てきている。某著名会社でも、不渡手形を出す前日までそんなことはおくびにも出さずに取引を継続し、隠密の間に更生手続開始の申立の準備をすすめていたという事例があった。更生手続開始の申立があれば、裁判所から債務の支払を禁止する仮処分命令が出せることになっているから、これによって一切の債務の支払いをひとまず拒むことができるからである。

これは経営者の営業道徳が欠けている結果とも考えられるが、あまり極端なことをすると、法律的にいって刑事上の詐欺罪を構成することもあろう。あるいは、本法の運用の実情をもって会社更生法自体の欠陥とみる人があるかも知れない

が、しかし会社更生法自体は、すなおに全体として評価すれば、十分な存在意義のある法律である。

どの位更生手続開始の申立が行われているかというと、東京地方裁判所では一年につき年約二〇件前後である。

更生手続の概要について

次に、更生手続の概要を申上げたい。とくに債権者の立場からみて、取引先が更生手続に入った場合にどう対処したらいいかという注意事項を重点的に説明したいと思う。

(1) 更生手続の開始

(イ) 開始原因

1 事業の継続に著しい支障をきたすことなく、弁済期にある債務を弁済することができないときは、会社は裁判所に対し、更生手続開始の申立をすることができる（三〇条一項前段）。――この条文は、債務超過や不渡手形を出す状態になる前の金詰りの時に申立をして、速に事業の維持更生を図ることを期待しているものであって、この場合には、株式会社自身にしか申立権が認められていない。しかし、いままでにこの程度の金詰りの段階で申し立てられたケースは殆んど皆無である。

2 会社に破産の原因たる事実の生ずる虞れがあるときも、また同様である（三〇条一項後段）。――現実の更生会社の事例をみると、破産の状況になってあるいは不渡手形を出すことが確になってしまってから申立てるケースが非常に多い。

(ロ) 申立権者

右の原因のうち1の場合には、株式会社のみが自発的に裁判所に対して更生手続開始の申立をするのに反し、2の原因がある場合には、会社の外に資本の十分の一以上の債権を有する債権者、及び発行済株式の総数の十分の一以上の株式を有する株主もまた申立てをすることができることになっている（三〇条二項）。数人の債権者又は株主が集ってこれだけの数額になれば、やはり申立権を認められる。

(ハ) 申立の手続

同法三二条に定める一定の必要的記載事項を記載した申立書を裁判所に提出し、かつ、その開始原因たる事実を疎明しなければならない（三三条）。また、手続費用として、裁判所の定める金額を予納しなければならない。この予納額は、事件の大小等を考慮して適宜に決定すべきものとされているが（三四条）、東京地方裁判所では五〇万円から一〇〇万円程度の金額を予納させている。従って、この予納金が出せないような会社は、事実上この法律の恩典には浴せないわけである。

(ニ) 申立事件の審理

裁判所は申立があった場合、職権でこの申立の適否を審査する（九条・三八条）。

(ホ) 更生手続開始の準備手続

1 裁判所は更生手続開始の決定前においても、利害関係人の申立により又は職権で、会社の業務及び財産に関し、仮差押、仮処分その他必要な保全処分を命ずることができる（三九条）。

――裁判所は、更生手続を開始するかどうかの調査に手間どるため、その間のつなぎの措置として、申立から一、二週間内に次のような内容の仮処分命令を発するのが通常である。①賃金の支払を除く外、一切の債務の支払を禁止すること。②会社財産の処分を禁止すること。③借財を禁止すること。ただし、裁判所の許可があればこれを許すものとされる。この債務の支払禁止命令は、一部の債権者からの強硬な要求を拒むことのほか、不渡手形を出しても取引停止処分を免れることができる点に大きな意味がある。

2 裁判所が更生手続を開始してよいかどうかを判断するには、会社更生法三八条に定める事項、とくに誠実にされた申立であるかどうかや、会社が更生する見込があるかどうかを調査する必要がある。更生の見込の有無を判断する基準としては、会社の資産内容と将来の収益力及び債権者の譲歩の程度がポイントになる。

ここで会社の資産内容と収益力というのは、会社が更生手続に入ったときに、従来の債務を一応棚上げすれば事業の継続が可能であり、かつ、更生計画に応じてその債務を支払っていける程度に収益をあげることができるかどうかということである。次に債権者の譲歩というのは、更生計画によって定める債権の一部切捨て及び分割弁済を債権者が承認してくれる見込があるのかどうかということである。更生計画は多数決によって可決されるわけである（二〇五条）が、反対者が多ければ、その承認をえられないのである。

東京地方裁判所の一般的な標準として

ばならない。従って、会社の取締役を相手方として取引をしたり相殺の通知をしても、その行為は無効である。なお、更生手続開始決定後でも管財人に対して相殺することは許されるが、一定の制限を受ける（一六二条・一六三条）。

4　裁判所は管財人に法律顧問を付することができる。

更生手続は法律的にかなり面倒な手続きであるが、管財人が実業家だけの場合には、会社の経営を担当しつつ法律的問題の処理をすることは困難であるから、法律的問題の処理を補佐するため弁護士を法律顧問とするのである。このような事例は最近非常に多い。また、管財人は管財人代理を選任して自分の仕事の補佐をさせることができる。

㈡　更生債権、更生担保権及び株式の届出期間を決定する。

たとえ抵当権者であっても更生手続では更生担保権とされているし、債権を会社が認めていても更生手続では更生債権とされるのであって、その届出を期間内にしないと、権利を失うことになるから、この点とくに注意を要する。

㈢　なお、第一回の関係人集会の期日及び更生債権・更生担保権の調査期日をも決定する。

以上に述べた事項は官報と新聞紙に公告するとともに、各債権者や株主に対しても通知をする。この通知は郵便によって行なわれるから、更生手続開始決定後かなりの時間がかかり、更生会社になったことを知らずに取引を続ける危険があるから、十分に取引先の動向には注意を払っている必要がある。

二、開始決定の効力

更生手続開始決定後は、すでに述べたように、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利は、すべて管財人に専属する。ただし、更生手続の開始決定後に株式の譲渡が行なわれたときは、株主名簿の書換は取締役が行なうが、取締役を相手方として行なった取引上の行為は、その効力を会社に主張することができない。

債権者は

㈠　更生債権者と更生担保権者に分ける。

1　更生債権者は、更生手続開始前の原因に基づいて生じた、会社に対する財産上の請求権を有する者をいう。

2　更生担保権者は、更生債権又は更

は、抵当権を持たない一般債権者は、五割まで切捨て、一年据置で五年ないし七年の分割弁済が可能かどうかに置かれているようである。

そこで、裁判所は、会社の実情及び譲歩の見込を調査するために、債権者や取引先や業界の意見を聞くと同時に、会社の貸借対照表その他の帳簿書類を検査し、従業員の意見も聞くのである。更生手続の開始に必要な事項について調査させて意見を求めるために、調査委員を選任することができることになっているが、実際にはこういう例は少ない。

調査委員が長い時間をかけて調査していると、会社の事業の継続に支障をきたすのみでなく、関連企業に倒産を波及させるおそれがあるので、早期に更生手続の開始決定をするためには、裁判所がみずから乗り出して調査するほうが手っとり早いからである。

更生手続の開始決定

一、開始決定

裁判所が調査した結果、厚生手続開始の原因と更生の見込があると認めれば、更生手続の開始決定をする。この開始決定のされた時から会社は更生会社になる。なお、この開始決定がその要件の欠けていることを見過してされた場合には、関係人は即時抗告という方法で取消を求めることができる。

㈠　更生手続開始決定と同時に一人又は数人の管財人を選任する。

1　管財人の地位――管財人は更生手続開始後における会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権限を有し、且つ更生計画の立案及び遂行の責に任ずる。従来の取締役はその地位を失うわけではないが、会社の経営には一切タッチすることができなくなる。

2　管財人の選任資格――その事業の経営について十分な知識経験を有し、公正な立場の人でなければならない。管財人は更生手続における最も重要な機関であって、行詰りをきたした会社の更生の成否がこの管財人の手腕にかかっているのであるから、人選には慎重を期している。管財人は、多くは実業家から選ばれるが、実業家と弁護士とのコンビにすることもある。従って、管財人として適当な人が見つからないために、更生手続の開始決定が遅れた事例がある。

3　管財人の職務――就職後直ちに会社の業務及び財産の管理に着手しなけれ

生手続開始前の原因に基いて生じた会社以外の者（会社が他の債務者のために物上保証をしている場合を指す）に対する財産上の請求権で、更生手続開始当時会社財産の上に存する特別の先取特権、質権、抵当権又は商法による留置権で担保されたものを有する者をいう。要するに、主として更生債権のうち担保物件のついているものが更生担保権として別扱を受けると理解されればよい。

以上の更生債権及び更生担保権は、原則として、更生手続によらなければ、弁済その他これを消滅させる行為をすることができない。

更生手続開始後の手続

（一）第一回の関係人集会の開催

更生手続が開始されると、その決定の日から二ヶ月内に、第一回関係人集会が開かれる。この集会では、管財人から、更生手続の開始に至った事情や会社の業務及び財産に関する現況などについて報告が行なわれ、さらに関係人の意見を聞き、会社の今後の管理方針を検討する。

この関係人の意見は、裁判所が更生手続を進める上の参考にするだけで、何ら拘束力を持たないものである。しかし、この第一回の関係人集会では、経営者に対するゴウゴウたる非難が述べられるのが通例だが、更生手続に入った以上は既に手遅れであるから、この意見も、管財人と協力して何とか会社を更生させ、債権の支払を有利に行なってもらう方向に進むことが望ましい。

（二）債権調査期日

第一回の関係人集会に次いで、債権調査期日が開かれる。前述したように、債権者は予め債権届出期間内に裁判所に債権を届け出ておく必要がある。届出債権には、更生債権と更生担保債権との二種類があることはすでに説明したが、後者の更生担保権者には、銀行その他の大口債権者が多い。

その他に、更生手続開始後に生じた債権を共益債権といって、これは更生手続によらないで、更生債権や更生担保権よりも先に、随時弁済を受けられるのである。なお公益上の必要から、更生債権のうち、源泉徴収に係る所得税その他特定の租税、更生手続開始前六月間の会社使用人の給料、並びに更生手続開始前の原因に基づいて生じた会社の使用人の預り金及び身元保証金の返還請求権などは、とくに共益債権として請求することができることになっている。

さて、更生債権はもちろんのこと、更生担保権であっても、裁判所への届出をしないときは、すべて権利を失うし、届出のあった更生債権や更生担保権について疑問がある場合に、管財人が異議を述べる、それを確定するための訴を起す必要がある。裁判所は債権調査期日に、管財人や関係人の出頭を求めて意見を聞き、届出のあった各債権の調査を行なうのである。この債権調査期日に誰からも異議が出なかった債権は確定したものと扱われ、異議のあった債権については、債権者が訴訟で勝ってはじめて確定したものと扱われる。普通の債権については、ほとんど届出どおりに異議なく確定するのである。

（三）更生計画の立案

更生債権及び更生担保権が確定すると、管財人は更生計画案を作成して裁判所に提出する。また、届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主も、任意に更生計画案を作成して裁判所に提出することができるが、実際にはそのような例はない。管財人は更生債権者や更生担保権者と交渉しつつ更生計画案をたてるが、その場合小口の更生債権者は、グループを作って、その代表者が管財人と交渉することが有利である。この代表者を法律では代理委員といっている（一六〇条）。

もっとも、管財人は普通の更生計画案の作成が困難なことが明らかになったときは、裁判所の許可を受けて、清算を内容とする計画案を作成することができる。

1　計画の内容

会社の更生に必要なあらゆる事項を定めることができる。ことに、全部又は一部の更生債権者、更生担保権者又は株主の権利を変更する事項、債権の支払に関する事項、債権の弁済資金の調達方法、に関する事項などは、必ず定められる。

2　計画の条件

債権者の権利はそれぞれ差異があるので、更生計画案では、それに応じた公正妥当な差等を設ける必要がある。更生債権の一部切捨と分割弁済を定めるのは、この更生計画案である。厚生債権は五割近くまで切り捨てられる事例があるが、厚生担保権は原則として切捨ができないことになっているけれども、管財人が更生担保権者と交渉してその一割ないし三割の切捨をすることもある。同じ性質の

権利を有する者の間の取扱は平等であることを要するが、小額の債権については、早く支払を完了するような特別扱とすることができる。

以上の更生計画案は、更生手続の開始決定があって後六カ月から一年の間に作るのが通常であるが、事業の見通しや債権者の態度いかんがその長短に大きく影響する。

（四）第二回の関係人集会

管財人から裁判所に更生計画案が提出されると、裁判所は第二回の関係人集会を開く。この集会では、まず管財人から更生計画案につき説明があり、さらに関係人の意見を求める。別に、労働組合等から意見を述べさせる。修正意見が出れば、裁判所は、その意見を参考にして、管財人に更生計画案の修正を命ずることができる。

（五）第三回の関係人集会

裁判所は更生計画案を予め関係人に送達しておいてから、第三回の関係人集会を開き、その集会で更生計画案を決議に付する。もっとも、管財人と債権者との事前の交渉が順調にいったときは、第二回と第三回の関係人集会を同一の日に行なうことがある。

届出をした更生債権者、厚生担保権者及び株主は、各別の組に分れて決議をする。更生債権者及び更生担保権者は、原則として自分の債権額に相当する議決権をもつ。これに反し、株主は会社に破産の原因たる事実があれば議決を有しないので、現実の更生会社は常にこれに当るわけである。

決議の条件は組によって違う。

更生債権者の組では、議決権の総額の三分の二以上の議決権を有する者の同意で可決する。更生担保権者の組では、①期限の猶予の定めをする更生計画案については、議決権総額の四分の三以上の議決権を有する者の同意、②更生担保権の減免（切捨）その他期限の猶予以外の方法により、その権利に影響を及ぼす定をする更生計画案については、更生担保権者全員の同意を要する。株主の組では、株主の議決権の過半数の多数決でよいが、前に述べたように議決権の認められないのが通常である。

これをみても、更生担保権者が更生債権者より強い地位を占めていることが判るであろう。

（六）更生計画の認可

更生計画案が関係人集会で可決されたときは、裁判所は、その案が法定の要件を具えているかどうかをで審査し、認可又は不認可の決定をする。この決定は言渡すとともに公告することを要する。

認可の決定があると、その確定をまたずに直ちに効力を生ずる。これは時機を失せず更生計画を遂行させるためである。更生計画案を作成する段階で管財人が関係人とも裁判所とも十分な連絡をとるので、一たん更生計画案が裁判所に提出されると、必ず可決されかつ認可されるものとみてよい。

更生計画の効力は、会社、更生債権者、更生担保権者及び株主、会社の更生のため新たに債務を負担し又は担保を供する者、並びに更生計画によって作られる第二会社に及ぶ。認可決定により、更生計画の定又は法律の規定によって認められた権利を除いて、会社はすべて更生債権及び更生担保権についてその責を免れ、また会社の財産の上に有した担保権も消滅する。なお、更生債権者、更生担保権者、株主の権利は、更生計画の定めるところに従って変更される。もっとも、更生会社の保証人や物上担保提供者に対する権利は、更生計画によって左右されない。

（七）更生計画の遂行

認可決定があった後、管財人は直ちに更生計画を遂行するわけである。しかし、更生計画の遂行中に経済事情の変動など止むをえない理由で更生計画の変更を必要とするときは、裁判所は更生計画の変更を命ずることができる。更生計画を変更したような例は、今まではまれであった。また、更生計画の遂行が全く不可能となった場合は、更生手続を打ち切り、破産手続に移行することもある。

（八）更生手続の終結決定

更生計画が遂行され又はこれを遂行しおえる見込が立った場合には、裁判所は更生手続の終結決定をする。その決定の確定によって、更生会社は普通の状態に復し、会社の経営は管財人から会社の取締役に返されて、更生手続が終了するのである。

次に会社更生法の適用を申し立てた会社が取引先にできた場合、債権者として注意すべき態度について付言したい。

㈠　取引先の会社が、更生手続開始の申立をしたことを知った場合は、直ちに債権の確認を求め、できれば確認書をもらっておくのが安全だといえる。

㈡　債権の届出を必ずしなければならない。

① 債権が会社によって確認されたものでも又は係争中でも、債権は必ず届け出ることが必要である。

② 更生会社が保証人になっている場合も、債権者は全額について届け出ることができる。

③ 更生会社が物上保証人である場合も、債権者は全額について更生担保権者として届け出ることができる。

債権届出期間内に届出をしなかったために、一文も支払ってもらえなかった債権者がいるのである。しかし、その期間内にどうしても届出ができなかった場合の救済方法も認められてはいるが、非常に面倒である。

㈢　更生会社に対して、債権と債務を持っている者は、相殺を行なうことができる。

更生手続の開始後、届出期間内は相殺が許されているが、相殺の通知は管財人に対して行うべきであって、会社の役員にあててしたため、あとで相殺の効力が認められなかったケースがあるから、誤って役員に対して相殺の通知をした人は、さらに管財人に対してやり直す必要がある。

㈣　機会をとらえて意見を十分に述べるべきである。

大口債権者は裁判所あるいは管財人から意見を求められることが多いが、小口債権者は個々に意見を求められることが少ないし、団結しないと発言権も弱いから、利害関係を同じくする者が集って債権者委員会を設け、その代表者すなわち代理委員をして、管財人などとの交渉に当らせた方が有利である。

最後に、会社更生法の運用に対する批判について申し上げたいと思う。

㈠　この法律は、所期の目的にそって理想的な形で運用されれば、立派な効果のあがるよい法律であるが、経営者がこれを濫用する傾向があるといわれている。経営者が破産寸前の窮境になってから、初めて会社更生法の適用を求めるので、影響を及ぼす範囲が非常に広くなってこざるをえないからであろう。しかしその場合でも、企業の解体と従業員の失業は大きな問題であるし、債権者にとっては、破産手続による少額の配当よりも更生手続による支払のほうが有利であるので、更生手続を悪法だと評するのは正しくない。破産手続になれば、抵当権をもつ大口債権者がいわゆる別除権者として完全な弁済を受けうる代りに、一般の債権者は残りの財産を換価して平等配当をしてもらえるだけだからである。

㈡　次に、この法律は小規模の企業の救済に役立たないという批判があるが、前述したように、更生手続開始の申立の際には五〇万円以上の予納金を納付しなければならず、また、管財人にも相当の報酬をずっと支払わなければならないために、小規模の企業ではどうしても利用しがたい。むしろ、中小企業のための簡易な更生手続を作る必要は大いにあるであろうが、会社更生法をやめろという意見は正しくない。

㈢　細部の点では、会社更生法に改正すべき点があろう。例えば、更生会社の従業員の退職金はどの範囲まで共益債権として認めるか、譲渡担保権が更生担保権になるかどうかという問題がある。

（東商寄稿）

当所貸会場御案内

総会に、講演会に、懇談会に交通至便の当所会場を御利用下さい。

種類＼時間	(半日使用) 9～12	(半日使用) 13～17	(一日使用) 9～17	(夜間使用) 18～21	飲食の場合
大ホール (定員120名)	2,500	2,500	3,500	3,500	400円加算
中ホール (定員 60名)	1,500	1,500	2,000	2,000	300円〃
小ホール (定員 30名)	1,000	1,000	1,500	1,500	200円〃

◎日曜・祝祭日の使用は上記料金の5割増となっています。

優良観光土産品
連絡協議会発足
第一回優良観光土産品推奨審査会開催さる

過去において奈良市観光協会、奈良食品衛生協会、奈良商工会議所がそれぞれ優良土産品を推奨し、登録を行なっていたが、今度三者が一本化した。これは県下の優良土産品を推奨し、観光奈良の実を挙げることを目的としたものである。

その第一回の企画として去る三月十七日商工会議所三階大ホールにて食料品、菓子、工芸品の審査会が開催された。

奈良県商工観光館々長堀井氏を委員長とする県、市、各界よりの有識者による厳重な審査の結果、優良推奨品三三点、合格品八〇点を選出した。

審査各委員の意見を総合すると、例年よりかなり土産品の品質は向上し、また均一化されたということであった。例をあげるとあげ底がなくなっている、材料が吟味されている等である。観光地経営のポイントである土産物の品質向上は、そのまま観光奈良を名実共に充実させるものであり喜ばしい。

今後の方針としては毎年一回づつ審査会を開催し、特に優良と認められるものには「優良推奨マーク」（写真）、適品と認められるものには「合格マーク」（写真）を貼布し、マークPRについては強力にこれを行い、観光客に優良土産品の識別を容易ならしめるよう計画している。



審査結果明細は次の通り

	（優）	（良）	（可）	計
菓子・食料品	三点	二五点	五点	一〇点
工芸品	二〃	一五〃	〇〃	一七〃
計	五〃	四〇〃	五〃	五二〃

＜優良推奨品と認められるもの＞

（優）

（業者名）	（品名）	（小売価格）
寿屋	青丹よし	三〇〇円
万勝堂	〃	三〇〇円
あしびや	奈良漬	五〇〇円
〃	五〇〇g	五〇〇円
〃	三〇〇g	一、〇〇〇円
〃	七〇〇g	六〇〇円
〃	五〇〇g	四〇〇円
〃	五〇〇g	五〇〇円
千代乃舎	青丹よし	五五〇円
三笠物産	天の原	一〇〇円
〃	〃	二〇〇円
〃	〃	三〇〇円
梅花堂	寧楽羊羹 大仏羊羹	二〇〇円
〃	寧楽大仏 栗羊羹	三〇〇円
〃	〃	二〇〇円
〃	五〇〇g	三〇〇円

（良）

（業者名）	（品名）	（小売価格）
梅花堂	寧楽羊かん 三本入	一五〇円
〃	寧楽茶 大仏羊かん二本入	一〇〇円
〃	寧楽の香よう 羹化粧箱入	二五〇円
〃	奈良栗よう羹 寧楽羊羹紙箱 二本入	一〇〇円
〃	奈良寧楽大仏 寧楽茶羊羹 化粧箱五本入	三〇〇円
〃	大仏羊羹 二本入	二〇〇円
〃	寧楽羊かん 三〇〇g	一〇〇円
〃	奈良栗羊かん 寧楽羊かん 二〇〇g	一〇〇円
〃	寧楽羊羹 四〇〇g	二〇〇円
〃	〃 八四〇g	三〇〇円
鶴屋徳満	献上三笠	五〇〇円
〃	青丹よし	二〇〇円
〃	白 鹿 乳菓古代瓦 八ケ入	一〇〇円
三和製菓	〃	二八〇円
〃	〃	二五〇円
〃	〃 二ケ入	三五〇円
〃	〃 六ケ入	五〇〇円
〃	〃 一二ケ入	七五〇円
〃	〃 三ケ入	一、〇〇〇円
〃	大仏殿古代瓦 三ケ入	三〇〇円
〃	〃 八ケ入	二〇〇円
飛鳥園	枠張仏像写真	一、二〇〇円
〃	〃	一、二〇〇円

＜合格品と認められるもの＞

（良）

（業者名）	（品名）	（小売価格）
梅花堂	寧楽羊かん 三本入	一五〇円
〃	寧楽茶 大仏羊かん二本入	一〇〇円
〃	寧楽の香よう 羹化粧箱入	二五〇円
〃	奈良栗よう羹 寧楽羊羹紙箱 二本入	一〇〇円
〃	奈良寧楽大仏 寧楽茶羊羹 化粧箱五本入	三〇〇円
〃	大仏羊羹 二本入	二〇〇円
岡崎松光堂	〃	三〇〇円
〃	〃	二〇〇円
〃	〃	一〇〇円
〃	〃	五〇〇円
〃	〃	二〇〇円
〃	〃	一

第五回優良従業員
表彰式挙行さる
於当商工会議所 三月二十三日

去る三月二十三日午后一時より、永年に亘り業務に精励せる当所会員一、一〇〇事業場から選ばれた優良従業員の晴れの表彰式が盛大に挙行せられた。

この表彰は昭和二十八年五月に第一回目が行なわれてから既に五回目を数えるが、事業場より推薦された候補者について特別審査委員会により慎重な審議を重ねた結果、別項五十名の優良従業員を選出したのである。

今回は特に審査基準を〝永年勤続〟に置き、無名に甘んじて黙々と職責を天命として遂行している方々を表彰されることとなった。

式典は商工会議所中村専務理事の司会により始められたが、大森会頭の式辞のあと杉本審査委員長による審査報告があり、和井田局長の読上げによる被表彰者起立でクライマックスに達した。

その後奥田知事、長谷市助役の激励をこめた祝辞があったが、被表彰者の表情が終始晴々としていたのが非常に印象的であった。

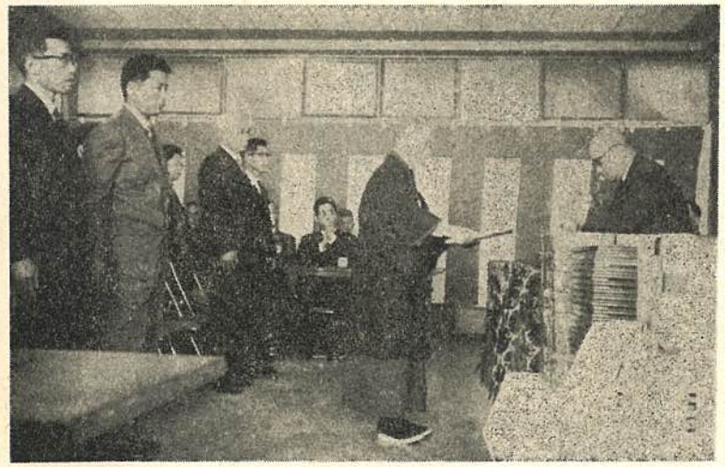
表彰状は勤続五十年余の春田工業㈱丸谷丸吉氏が代表としてこれを受け、杉山繊維工業㈱の神殿義忠氏が答辞を行い、午后二時記念品授与をもって式は終了した。

大森会頭式辞

風薫るこの佳き日にあたりまして、当商工会議所が恒例の優良従業員の表彰式を挙行いたしますに際し、来賓各位には公私何かと御多忙の折から、特に繰合わせ御臨席を賜わり厚く御礼申上げます。

凡そ一つの企業が、健全な業績をあげるためには、経営者の御努力もさることながら、従業員の蔭日向ない協力が絶対の必須条件となるのであります。

しかしながら、多くの場合真の人材は地味な作業と取り組んでおられ、目立たぬ存在として済まされ勝ちでありますが、ここに列席されておられます方々は、実に大局的な立場から物事を考えられ、品行方正、忠実勤勉であると同時に、たゆまぬ研究により技術の革新を計り、生産性の向上に貢献され、また自己の責任をよく自覚して新らしく入って来た部下をやさしく指導し、あるいは不屈の斗志によって販路拡張に努められました。その功績の大きさは誠に申上げる術がないほどでございます。



また企業のためばかりではなく、一つの職場で目標をかかげた以上はこれを終身の業となし、これの完遂に全能力を集中しておられる姿に、人間として頭の下がる思いをいたすのは決して私一人ではありますまい。

よってこの表彰は一片の賞状、一個の賞品というだけではなく、何ものにも換え難い被表彰者の生涯の誇りと思って頂きたく存じます。

今後尚一層の御努力をいたされることは私が言うまでもありませんが、この表彰によって毅然たる職務の履行に何か益するところがあれば当所としましても欣快に堪えぬ処で御座居ます。

今やわが国経済はようやく不況の波を乗り越え漸次明るい環境へと移行しつつあるようですが、それを容易ならしめぬ諸々の難問題は未だ解決されたとは申せません。それどころか開放経済を迎えて今こそ軽重の要を問われる重大な時機に直面しております。これに対処するためには今後更に経営者と従業員が一致団結して、難局打開に当る覚悟が必要かと存じます。

秀れた企業を繁栄させるには優秀な従業員のあくなき意欲と忍耐が、最後には物をいうわけでありまして、特に被表彰者各位におかれましては豊富な知識と経験を生かされ、尚一層の御精励をここに切望する次第でございます。

最後に臨みこの表彰式を挙げますに当り、候補者の選考、審査に何かと御尽力下さいました各位に厚く御礼申し上げまして御挨拶を終ることといたします。

昭和四十年三月二十三日

奈良商工会議所
会頭 大森久司



被表彰者一覧（敬称略）

〈男子の部〉

氏名	年令	会社名	勤続年数
丸谷 丸吉	(六八)	春田工業	五四
神殿 義忠	(五三)	杉山繊維工業	三五
吉岡 竹市	(五七)	小野鉄工	三四
竿谷市太郎	(七四)	あかしや商店	三四
東浦 常八	(五五)	大方醤油	二九
大浦 武尾	(五六)	上川光進堂	二九
桐山 鶴松	(六二)	下出商会	二五
藤本 和宏	(四〇)	北辰電機製作所奈良工場	二三
東 勝伊	(五四)	日本染織工業	二二
瀬戸 初蔵	(四四)	シルバーウィスキー	一九
鹿野喜代造	(五六)	三ツ桜酒造	一九
塩井 由男	(三四)	吉田商店	一九
高垣辰之助	(三六)	瓦宇工業所	一九
井出 正男	(四六)	文明精機工業	一九
玉井 良久	(三七)	奈良交通	一八
高間 喜蔵	(四〇)	オリエント膠工業	一八
出吉金次郎	(四七)	三岡商事	一八
鈴木 正一	(四二)	椿本鋼球製造	一八
山田 辰次	(三六)	墨運堂	一八
森村 英一	(三八)	大和農園	一七
古川 龍磨	(五七)	奈良ホテル	一七
奥城 佐伝	(三九)	奈良明新社	一七
横田 惣七	(六七)	今西清兵衛商店	一六
白石 四郎	(四六)	大西洋服店	一六
山中 茂	(四一)	大橋織	一六
吉村 弘	(三六)	喜多本店奈良支店	一五
久保 正美	(三一)	八木酒造	一五
藤井 舜司	(三五)	中村蒲団店	一五
尾崎 正春	(三〇)	徳村商店	一五
北村 厚雄	(三三)	映光自動車	一五
岩田 実	(三〇)	岡崎松光堂	一五
岩井 末吉	(五九)	三共建設	一五
山中 哲夫	(三一)	東口電機製作所	一五

〈女子の部〉

田中ハツ子	(五六)	魚佐旅館	二〇
森 千代子	(五六)	近鉄観光百楽荘	一九
宮坂 成子	(四二)	愛美	一六
谷口 富子	(三二)	共同印刷工業	一五
小林 光子	(四三)	松森陶磁器店	一五
西沢 安子	(二九)	蓮川織布	一三
名倉 恭	(四四)	南都銀行	一三
宮本 愛子	(三二)	奈良吉川産業	一三
辻上 八重	(五五)	杉山紡織	一二
井岡 綾子	(三〇)	奈良市信用金庫	一二
水原 公子	(二九)	ゐり甚	一二
西羅 和子	(四二)	吉川機械製作所	一二
杉本美代子	(三九)	西村洋装店	一二
井上 松枝	(五七)	ヨシダ印刷所	一二
田淵千鶴子	(三一)	前川	一一
福田 静子	(三八)	いろは旅館	一〇
白坂 愛子	(五二)	斉美社	一〇

一、被表彰者数 五〇名
（内訳男子三三名・女子一七名）

二、被表彰者地区別

奈良市	四三名	桜井市	一名
天理市	一名	北葛城郡	二名
生駒郡	一名	磯城郡	一名
吉野郡	一名		
計	五〇名		

三、被表彰者業界別表

商業	九名	工業	九名
繊維工業	八名	サービス業	六名
印刷業	三名	醸造業	六名
筆墨業	二名	建設業	三名
金融業	二名	交通業	二名
計	五〇名		



先輩に続け！

中卒新規採用者激励会



根性のある社会人に

恒例の昭和四十年度中卒新規採用者激励会は、快晴の四月九日午后一時より当所三階大ホールで挙行された。

この日希望に胸をふくらませた九州、中国、四国地方の出身者を含む一二〇名が参加した。

先づ中村専務理事がフレッシュマンとしての職場における心がまえとしてある実業学校の例をとり、卒業生のうちから立派に社会人として活躍している者を調べたところ、

① 一つの職場に永続していること。
② 人一倍努力していること。
③ 職場を通じ感謝の気持をもち、恩を感じていること。

という共通点があるが、それを見習ってほしいと順々と話をされ、続いて長谷市助役、徳田県商工課長、永田県職業安定課長、池野婦人少年室長、労働基準監督署長(代理)より若人がこれから職場を全うするために、是非とも自覚せねばならぬ諸点を強調され、又特に当地は風光明媚な観光地であり、時には心のゆとりをもった生活態度が望ましいと温かい激励の言葉があり、



も思わず笑いにまき込まれていた。

午后三時お祝い品贈呈によって会を終了したが、その後奈良交通の遊覧バス二台に分乗して、春日奥山めぐりに出かけ、平城文化の遺跡や馬酔木の花咲く森林の美を心ゆくまで満喫し、十国峠では百万ドルの望景に目をみはり、若草山ドライブウェーを通って新緑の奈良を鑑賞した。

最後に奈良学芸大学の寺尾勇先生より『若人は夢を持て、それが若人の特権であり、又それは実現の可能性をもったものでなければならない。方法としては毎日の生活を記録し、そのなかから今後の指針を見出すように心がけるとよい』等有益なる講話であったが、そのユーモァを混えた話しぶりに会場を埋めた新卒者

奈良市中小企業従業員共同宿舎 単身寮（男・女別）

——建設経過報告——

近時中小企業における労働力の不足は少なからず企業経営にも影響しているが、これら求人難を打開し、従業員の定着率を高めるための手段として福利厚生施設の充実が必要であることは周知の事実であります。

今般当所におきましては、従業員の共同宿舎を建設し昨今の求人難と住宅難を解決して優秀なる従業員を確保し、変転きわまりない経済界の流れに対処すると共に当市商工業の発展飛躍の礎とする目的で従業員共同宿舎の建設を検討致してまいりましたが以下に建設計画の経過を簡単に報告します。

従業員共同宿舎建設経過報告

一二月一〇日　定例正副会頭会議にて方針決定
一二月一五日　運営委員会に提案、特別委員会設置の同意
一二月一九日　準備委員会開催
一二月二一日　従業員共同宿舎建設出資金払込み通知状送付
一二月二三日　従業員共同宿舎建設に関する希望調査を全会員事業所に実施（締切一月一五日）
一二月二三日　土地二〇〇坪買収
一月八日　共同宿舎視察兵庫県立尼崎勤労青少年福祉寮
一月一二日　第三十八回常議員会
(1) 共同宿舎建設特別委員会設置の件
同右委員会正副委員長及び委員委嘱の件本件は会頭一任に決定
(2) 一月一三日　共同宿舎建設特別委員会委員及び正副委員長選任通知
河合副会頭他
一月一八日　第一回実行委員会
(1) 利用希望者数報告の件
(2) 利用者説明会開催の件
一月二六日　実行委員視察
大阪府枚方市　大阪既製服近代化協同組合　枚方団地内共同宿舎
一月二七日　従業員共同宿舎視察
大津商工会議所　大津中小企業従業員共同宿舎
二月一日　第二回実行委員会
二月二日　共同宿舎利用希望者説明会
共同宿舎建設計画について説明
二月一三日　第三回実行委員会
(1) 入居者数報告の件
(2) 建設計画改正案審議の件
二月一五日　共同宿舎使用権利金払込通知
二月一八日　第四回実行委員会
共同宿舎建設費見積等について
三月二日　第五回実行委員会
宿舎建設〝設計〟出来上りに対し検討、工事請負について
三月八日　利用事業者協議会
(1) 経過報告の件
(2) 建設計画(案)について
三月一五日　第六回実行委員会
共同宿舎建設計画について
三月二〇日　第七回実行委員会
共同宿舎建設についての具体的検討の件
三月二〇日　利用者　枚方団地視察

会員にお知らせ！

◎関連部会加入について

当所では会員皆様方の事業運営と業界発展をはかる為の話し合いの場として下記の通り部会を置いて居りますが、従来の一事業場一部会の制度を改めて二部会に限って別の関連部会にも加入出来ることになりました。従って企業に関係の深い別の部会に加入御希望の向は適宜選定の上当所宛左記申込書により御提出下さい。尚その場合事前に現所属部会長の御了解を得ておかれる様御願い申上げます。

御参考までに部会名を次の通りお知らせします。

1 商業小売部会　2 商業卸部会　3 工業部会　4 繊維工業部会　5 観光部会
6 醸造部会　7 工芸部会　8 建設部会
9 理財部会　10 交通運輸部会

切……取……線

関連部会加入申込書

奈良商工会議所　御中

現所属部会長の承認を得て　　部会へ加入致し度申込みます

年　月　日

所在地
事業所名　　印
代表者名　　印

中小企業近代化視察報告書

奈良市中小企業近代化促進の一環事業として、奈良市と共催で先進地視察を実施した。視察は二班に分け、第一班は主として商店街造成、近代化について桐生、高崎、松本方面を見学、第二班は工業関係を主として九州佐賀、長崎、大分方面を視察した。以下その概要を報告する。

〈第一班〉

一、日　程　昭和三十九年十二月二十二日(出発)、二十三日、二十四日、二十五日

二、視察先　桐生市　商店街造成
高崎市　商業卸団地
松本市　新産業都市
商店街近代化従業員共同宿舎

三、視察者一行　福田　檜蔵　商業小売部会長
阪本　善雄　商業振興委員長
今西　美登　奈良市観光商工課長
東田　担　奈良市観光商工課商工係長
中村　貞三　専務理事
木戸　重己　業務課長

四、視察概要

(一)桐生市

a　日　時　十二月二十三日

b　テーマ　桐生市本町五丁目商店街造成について

c　出席者　桐生商工会議所
専務理事　田村　菊雄氏
〃　〃　小泉　清吾氏
桐生市経済部商工課長　西山　光三氏
桐生商工会議所　商業部長
商店街建築協同組合理事長　川田磯次郎氏
桐生商店街建設協組事務局長　岡田　延季氏

d　懇談及視察内容

当　所　六　名

桐生市の人口は約一二六、〇〇〇人で面積一二、〇〇〇平方米、非戦災都市で道路が狭く、市街地開発が遅れており、これの打開が懸案となっている。この様な街の中心に、桐生市本町五丁目商店街がある。本町商店街の区域は昭和二十二年防火地域に指定されたが、その後昭和三十八年防火建築街区造成法が施行せられた。この間、本商店街では道路が狭く自動車が通行するのでお客様が安心してお買物が出来ない様な状態であると共に高崎、前橋が近く、商店街の近代化を計らねばお客を取られるという大きな問題をかかえていた。

この様な問題を一挙に解決するため、商店街会長を中心に商店街会員が数十度の会合を重ね、防災街区指定を受けることが解決の方法であるとの結論に達し、町の人々の努力により防災街区指定を受ける事に成功した。かくして桐生市本町五丁目商店街建設協組及び桐生市本町商店街防災建築街区造成組合(九条二項組合)の二本の組合を組織、組合員六〇名で近代化を計画した。

こうしているうちに、中小企業庁が中小企業高度化資金から三十九年度はじめて計上した商店街近代化資金による商店街造成計画が策定され、この資金も申込む事となり、建築街区資金と二本の柱で進む事とした。本近代化の構想によると五丁目通りを現在四メートルを八メートルという二倍に拡幅、歩道、車道を設け商店街を十ブロックに分け、三ケ年計画で中高層建築(三階建一部四～五階建)を造成、一～二階を店舗、三階を住宅にあてるというもので四十年一月より着工の予定である。

店舗は三〇%が寄り合い百貨店方式を採り、間仕切りの取り払いは勿論、店員の服装、レジスターなども統一した組合運営による新型店舗にする。昭和三十九年度一月より着工は六〇店舗のうち、一一店舗専門店一三店舗の着工にかかる。総工費は一三億三、六四五〇、〇〇〇円でその資金調達計画は、住宅金融公庫二五〇、〇〇〇、〇〇〇円、近代化助成金三〇〇、〇〇〇、〇〇〇円、防災街区助成金八五、〇〇〇、〇〇〇円、銀行借入金五三九、〇〇〇、〇〇〇円、自己資金一五九、〇〇〇、〇〇〇円となっている。

本商店街は、都市計画にかかっておりこの際に前述した問題点を一挙に解決するためこの大きな計画に踏切ったが、川田協同組合長を中心に商店街会員がこれではいけない、何とかしなくてはという事で、それには町ぐるみで近代化するべきであるということから業者自らが立上り、自主的な努力により非常に意欲的で、桐生市商工課の西山課長もその自主的意欲とその熱意には感心、市も動かざるを得なかったと懇談会でも述べられていた。

(二)高崎市

a　日　時　十二月二十四日

b　テーマ　商業卸団地、工業団地について協業化について

基本的構想の地固めが出来上った。

昭和三十八年度店舗集団化助成対象団地(商業卸団地)に指定され、高崎卸商社街協組を設立、その概要は次の通り。

企業数　組合員　一四九社
(繊維五三社食料品三九社、雑貨五七社)

団地面積　三〇万坪

総所用資金　二七億円

完成　昭和四十一年三月

(2)　共同化について

流通革命が唱えられ、大型店舗、スーパーマーケットが開店、又大資本の進出に地元中小商店が対抗する為組合を作り、高崎観光貿易館の払下げを市に陳情、これをゆづり受けて設備、改装費一二六、〇〇〇、〇〇〇円をかけ、共同経営によるデパートとして昭和三十七年十二月十五日開店した。

同店は建築面積八九〇平方米、鉄筋二階建で売場面積は延一四八五平方米で一階は一四店で組織する高崎中央スーパー協組が中央デパートの一組合員という形で入り、取扱品目は青果、食肉、菓子、食料品である。二階は化粧品電気製品、寝具、履物、金物、紳士洋服、婦人服、洋品雑貨、玩具、和装小間物、紳士洋品、食堂の一一部門、一六店が加入、一階より二階をつなぐエスカレーター一基を備えている。

名称　協同組合　中央デパート

組合員　三〇名(この中に協同組合中央スーパーが一組合員として入っている)

出資金　三三〇万円

尚スーパーのみはやはり経営がむつかしいので協同組合ではあるが、実際は株式会社の様な経営方法を取っている。

尚国の協業化資金については昭和三十八年に出来たものであり、この組合はそれ以前に設立したのでこの資金は利用していない。

(三)　松本市

a　日　時　十二月二十六日

b　テーマ　商店街近代化(造成)

c　出席者　松本商工会議所
小林専務理事
松本市　商工課長
松本市本町近代化推進連盟　細萱　尚孝氏

d　懇談会及視察内容

(1)　新産業都市について

松本市は非戦災都市で道路が狭く、最近交通が多く交通難で困っている。

新産業都市に指定されたが、この為土地の価格が上り、工場の進出がむづかしい。又工場誘致も観光と工場ということで精密工業をねらっているが、四十二年、四十五年の計画を立てているらしいが、これも机上の計画のみという現状であるらしい。

(2)　商店街近代化について

本町商店街では今から四年前各地を視察して商店街を近代化しようということになったが金融、資金繰りがうまく行かず一応座折してしまった。処がこの通りが都市計画による国道拡巾という事態になり、若い人々の間で再び商店街を近代化しようという気運が高まり、若い人々の力で年寄りを説得、近代化を推進する事となった。そこで総意を結集して防災街区の指定を受け、本町近代化推進連盟(道路関係)、本町防災建築街区造成組合(建物関係)、本町近代化事業協同組合(建物内部等)と三本の組合を作りやり始め、組合員数六〇名で、これを八ブロックに分け、現在八ブロック中四ブロック、二二店完成現在開店中で二ブロック取壊し中(四十年四月完成予定)二ブロックは未だ手をつけていない。尚道路は改造前九メートルで改造後は都市計画に合わせて一九メートル道路になる。

各ブロックの建設方式は将来アーケードを取付けるために一階の高さのみを統一し、その他は自由にまかせた。これは推進連盟細萱会長の言によると各地の商店街を視察したが、商店街の中高層建築はほとんど統一されているがなにか特色がなく、つめたい感じがするので個々の個性を失なわない様にそれぞれのブロックの自主性を持たせて計画、設計する様にしたとのことで

建築総額　一、四八〇、〇〇〇、〇〇〇円　で

資金繰り　住宅金融公庫二八〇、〇〇〇、〇〇〇円

自己資金　七二〇、〇〇〇、〇〇〇円

（都市計画立退料も含む）

県の融資　六〇、〇〇〇、〇〇〇円

防災街区補助　五〇、〇〇〇、〇〇〇円

市中銀行　二九〇、〇〇〇、〇〇〇円

となっているが、各個には自己負担でやった人もあるらしい。

これらの問題について市商工課長の話では本当に本町商店街の人々の団結は固く、又熱心で市としても皆さんの熱意に動かされた形でこの計画の御手伝に市の職員一名を出向していますが、その人の給与は町から出してもらっているとの事であった。



(3) 共同宿舎について

この共同宿舎については細萱氏他五名で協同組合制で建設をなした。細萱氏の説明では共同宿舎建設についてはやはり労働条件の一本化が重要な点であると思うが、幸いにして我々六名は青年会議所のメンバーで、このグループ六人が一年半かかって共通した就業規則を作り、これを各店の就業規則とし、又ボーナスも六店同額を出すということを実施している。

△第二班△

一、日　程　昭和四十年二月二十三日、二十四日、二十五日、二十六日、二十七日

二、視察先　佐賀市　佐賀機械金属団地
長崎市　浜市商店街
大分市　大分工業団地

三、出向者　奥田　由三　中小企業対策委員長
上林　安彦　工業部会副部会長
竹内　善一　奈良市観光商工課長補佐
和井田恒道　事務局長
中村　隆英　主事

四、視察概要

(一) 佐賀市

a 日時　二月二十四日

b 場所　佐賀商工会議所会議室

c スケジュール　十時　佐賀機械金属団地視察
十時五十分～十二時三十分懇談及び意見交換

d 懇談テーマ　団地建設について

e 出席者　佐賀商工議会所事務局長　西村　寛
〃　前山　旭一
佐賀市産業部商工観光課課長　本吉　保
佐賀機械金属工業協同組合　江川　光男
㈱古賀電機製作所
社長　古賀　成敏
佐賀銀行　松本　政人
当所　五名

f 懇談及視察概要

佐賀機械金属工業団地の建設について

佐賀市の人口は約一三万人で九州の衛生都市の一つとして主体は農業である。当団地の建設計画は政府の工業団地化に対する助成制度が決定した年に佐賀市内業者が自主的に佐賀機械金属工業会を組織し、当時は親睦団体としてスタートし、設備の拡張、新設等一連の企業集団化を推進する気運が高まり、受注の斡旋等をも目標にしていた。この会は七〇の企業によって組織されていたが、将来工場拡張計画をもっていたものが三二企業あり、前述の工場団地助成制度の実施と都市の公害排除の必要性も相俟って団地化に踏み切ったと見られる。

当所団地参加希望は二五企業を数えたが農地買収に手間取ったので昨年来の金融引締めによる不況と設備投資のしわよせの為メンバーの変更もあり、当初計画より二年の遅れをみた。又当市には系列企業がない為資金面においても相当の困難があった。現在も土地は確保されてはいるものの空地が非常に多く実際稼動している工場はわずか数社（六企業）で、移転を完了しているものも含めて一〇社というバラバラ集団である。

本団地についての問題点

一、企業格差が不統一であり、当初これをどのように規制するかが問題であったが、結局は入団条件を定めることなく受けつけた。これは助成対象が二〇事業以上となっているのでやむを得ず二〇社を集めるようになった。（本年からは一〇社でよい）

二、詳細なる事業計画を立て参加者へ利点を周知させる必要がある。協同組合活動は今後にあり例えば製品の共同受注、原材料の共同仕入団地独自の製品の開発等将来に持ちこされている。

三、最初は計画があったがメンバーの入れ替え等の問題から実現出来なかったが理事長、幹事は当初から共同事業の計画を立てていたが現在は具体的計画はない。

四、共同事業の必要性は十分認識している。共同仕入、共同受電（現在は団地参加者が少ない為共同受電はしていない）

五、福利厚生面での共同事業は（共同給食、宿舎、技能教育）

現在のところない。

次に団地を造成してマイナスになった点について述べると

一、一口にいってマイナスとなった点は全くない。

二、給与問題についても経営者が先んじて考えているので問題ない。これは単なる部外者の憶測にすぎない。

次に団地を造成してプラスとなった点について述べると

一、環境がよいので作業能率が上る。

二、現在のところ取り立ててこれといった利点はない。

三、将来共同事業を実施して行けば必ず利益は出てくると思われる。

最後に本団地の概要について述べると

一、所在地　佐賀市高木瀬大字長瀬

二、面　積　三〇、一六九坪

三、構成員　二二

四、出資金　出資総数　二、〇〇〇万円

五、資金の調達

自己資金　六一、一五八千円

借入金　一五二、三九四千円

商工中金

内訳　中小公庫　六七、九二七千円
　　その他　六二、九四九千円

二一、五一八千円

中小企業近代化資金による助成貸付金

団地資金　七六、九五九千円

設備近代化　一六、〇三五千円

合計　三〇六、五四六千円

団地造成に関しての県市の協力度について

一、補助金関係　三三、〇〇〇千円（佐賀市）五年間の継続補助

二、申請関係　。書類は会議所が中心になって作成

。土地は市、会議所が中心になって買収

。通産省との接渉は県、助成金については会議

所、市、県が一体となって交渉した。

視察についての所見を簡単に述べると

一、工場団地の造成というよりもむしろ工場移転という感が非常に強い。

二、その本来の事業であるべき共同事業について、例えば共同仕入、共同受注、共同販売、団地の独自製品の開発、従業員の福利厚生面が全く実施されておらず、将来の大きな問題であると思われる。



三、早急に空地への参加を推し進め団地として名実共に活動することが最大の課題であると思われる。

(ロ) 長崎市

a 日時 二月二十四日

b 場所 長崎市内レストラン

c スケジュール 午后二時四十分 長崎商工会議所

〃 三時 長崎市浜市商店街視察

〃 三時三十分

懇談及び意見交換

d 懇談テーマ 長崎市商店街活動及びアーケード舗装問題について

e 出席者 長崎市商工課長 山下 初市

〃 商工貿易係長 中村 正興

長崎市商店街連合会 会長 石丸忠兵衛

長崎商工会議所常議員 佐々木房男

長崎商工会議所 中小企業相談所 寺井 一俊

当所 五名

(1) 懇談及び視察概要

長崎の中心商店街である浜市商店街を視察して感じた点を次に述べてみると

一、商店街構成員の協力度合が非常に強い。

二、商店街構成（業種構成）が非常によい。飲食店、娯楽等いわゆるサービス業種が全くない純然たる商店街である。又ほとんどの店が専門店化している。

三、アーケードは近代的で非常に明るい。

四、歩道が全部舗装されている。丁度大阪の心斎橋のようである。

五、街全体が活気に満ち生々としている。

六、外装看板が統一され、見透しもよく感じがよい。

七、石丸会長を中心に指導者のセンスが非常に良い上に協力度合が非常に強い。

八、商店街には百貨店が二軒あるが商店街活動（売出し等）についても全面的に協力している。

アーケード建設の概要

- 全 長 三五〇米
- 構成店舗数 九五店舗
- 建設総予算 三七、九七四千円
- 業者負担 間口一間につき九万円の負担で三年間に償還している。

市の協力度合について

補助金は出していないが三〇〇万円の借入金を無利息で貸している。

経費の負担

建設に要した経費の全額が、業者の負担であることは特記すべきことである。

道路舗装の概要について

道路は県道であるため、下水道の工事費は県が負担した。経費の内訳は県、市、業者の三者が大体に於て均等に負担している。

商店街活動について

連合大売出しはやっているが、その他共同仕入、共同配達、従業員の福利厚生施設面についての共同事業は実施していない。

その他

- アーケード完成後は売上げは五割増をみた。
- 又舗装の完成に伴い従来より二〇%の増をみた。
- 商店街連合会は会議所に事務所を委託して年間一〇〇万円の事業委託金を出している。
- 求人問題についてはそれほど深刻ではないが、やはり問題がある。関西方面からの求人が多く好条件を提示するのでどうしても流出する。これが対策としては会議を開いて検討しているが、具体策はない。

結論的に言えば人口も二三万と当市の商圏も非常に大きいがそれにも増して会長以下幹部の努力、熱意と相まって会員自身の意欲がうまく合って現在の隆昌をみているものと強く感じた。

(ハ) 大分市

a 日時 二月二十六日

b 場所 大分商工会議所会議室

c スケジュール 十時 大分商工会議所にて懇談 十一時～十二時大分工業団地視察

d 出席者 大分商工会議所 専務理事 森 超夫（工業連合会長） 大分商工会議所 総務部長 杉崎千代記 大分市 経済部長 姫野 太之

e 懇談及び視察概要

集団化計画の沿革

大分市工業連合（任意団体）で発案計画された。

集団化の目的

大分臨海工業地帯の下請態勢の確立と企業内部の体質改善及び都市の公害排除を目的とした。

集団化計画の内容

構成は三組合 六六人

面積 六三、二一五坪

資金調達

自己資金 五、九〇〇万円

借入金 二三、四〇〇万円

団地費 二一、〇〇〇万円

埋立整地工事費 二、四〇〇万円

借入利率 日歩二銭一厘三毛七

返済方法 一年据置五年元利均等償還

助成金 一、九〇四万円

予託金 県 一、五〇〇万円 市 三、〇〇〇万円

所感

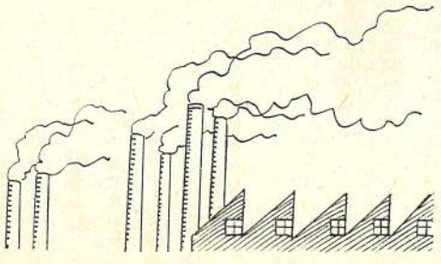
目的が臨海工業地帯の下請体制の確立ということであるが主体の臨海工業地帯への進出が決まっている大企業も不景気の波の為に未だ進出していない現状であるので前途は多難である。

この団地も工場移転という感が深い。従って共同仕入、共同受注等共同事業も行っていない。又現在団地全体で稼動している工場は数社に過ぎない。

本団地建設には特に前大分市長が強力に之を支援し、建設仮事務所も市庁舎内に置き物心両面の援助の上に成った感が強い。特に農地買収には市長自ら談合したという。

尚人口一五万の中都市である大分市は新産業都市の指定を受けて脚光を浴びた新興都市的な活気がある。

堺臨海開発に匹敵する大分臨海工業地帯の新開発が市の経済発展に大きな基盤として何等地場産業を持たなかった本市がこれにより東九州唯一の工業都市に生れ変ろうとしている。



解説

◇『昭和四十年度中小企業関係税制改正について』

昭和四十年度の税制改正にあたっては、

(1) 小規模事業者の税負担の軽減

(2) 中小企業者の自己資本の充実と設備の近代化

(3) 中小企業の高度化の推進等

の観点から、中小企業関係税制について次のとおり改正を行なうものとする。

一、小規模事業者の税負担の軽減

(1) 基礎控除の引き上げ（国税）

基礎控除を十三万円（現行十二万円）に引き上げる。

(2) 配偶者控除の引き上げ（国税）

配偶者控除を十二万円（現行十一万円）に引き上げる。

(3) 扶養控除の引き上げ（国税）

扶養控除を次のとおり引き上げる。

(イ) 十三才未満の扶養親族の控除額を五万円（現行四万円）とする。

(ロ) 十三才以上の扶養親族の控除額を六万円（現行五万円）とする。

(ハ) 控除対象配偶者がない場合の第一人目の扶養親族の控除額を八万円（現行七万円）とする。

(4) 家族専従者控除の引き上げ（国税）

(イ) 青色申告者の専従者控除の控除限度額を二十才以上十八万円（現行十五万円）二十才未満十五万円（現行十二万円）とする。

(ロ) 白色申告者の専従者控除を十二万円（現行九万円）とする。

(5) 事業主控除の引き上げ

個人事業税の事業主控除額を二四万円（現行二二万円）とする。

(6) 小規模企業共済制度の掛金の取扱い（国税）共済掛金は生命保険料控除の対象として取扱う。

(7) 住民税の負担の不均衡の是正（地方税）個人住民税については、課税方式の統一及び標準税率の設定により市町村民税所得割負担の不均衡の是正を図る。

二、中小企業の自己資本の充実と設備近代化

(1) 法人税率の引き下げ（国税）

年所得三百万円以下の部分に対する税率を三十一％（現行三十三％）年所得三百万円超の部分の税率を三十七％（現行三十八％）にそれぞれ引き下げる。

(2) 同族法人に対する課税の軽減（国税）

同族会社の留保所得課税の控除額につき所得金額の比率による控除額を所得の二五％（現行二〇％）に引き上げる。

三、中小企業の高度化の推進等

(1) 寄合百貨店、共同店舗等に対する特別償却制度の適用（国税）

中小企業近代化資金助成法の規定に基づく小売商業店舗共同化計画の要件に合致する寄合百貨店、共同店舗については取得価額の十分の一、共同給食施設のうちちゅう房設備については取得価額の三分の一の特別償却を行なうこととする。

(2) 事業協同組合等の取得に対して課する不動産取得税の免除（地方税）

中小企業の集団化を行なう協同組合等が取得する不動産については、協同組合から組合員への譲渡の実態を勘案し、現在認められている不動産取得税免除等の期間三年を五年にする。

(3) 工場等集団化を行なう協同組合等からの不動産登録税の軽減（国税）

中小企業者が団地造成を行なう協同組合等から譲渡を受けた不動産の取得登記については、その税率を千分の六（現行千分の五十）に軽減する。

(4) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長（国税）

特例の適用期限をさらに二年間延長する。

(5) 企業組合に対する税制上の取扱いの改正

企業組合の組合員の給与所得以外の所得で、その属する組合に関連する所得以外のものについては、五万円まで申告を要しないこととする。



講演会

鍵を握るアメリカ

経済講演会「最近の経済情勢と不況の乗り切り方」より

日本経済新聞社大阪本社
編集局長　小針寛司氏

去る一月二十五日、奈良商工会議所に於て日本経済新聞社大阪本社編集局長小針寛司氏を招いて大講演会を開催した。

氏は東西証券界を通じ定評ある識見で知られ、アメリカ視察など内外の経済情勢について深い洞察をもたれ、その講演は非常な人気を博しているが、当所に於いても案にたがわず満員の盛況であった。

講演内容は次の通り。

一、不況は高度成長の歪

〈不況の経過と原因〉

先づ初めに去年の不景気の性格を認識する必要があろうと思われます。私は昨年夏頃から手許にある統計などを見て百貨店でのテレビ、ラジオ、扇風機の売り上げが減少していることを知り、おかしいと思っておりました。八月末になって照電六社があわて出し、十月になってやっと在庫調整の手を打ちましたが、八月から九月にかけての不況の様相が歴然として参りました。卓越した経済人といわれる松下幸之助氏でも見透せなかった不況も今になってみるとそれまでに各方面に〝きざし〟がみえていたようです。生産過剰から各商品の卸値は下値がちとなり、現在では鉄鋼、ナイロンなどは一割の操短に踏み切ってはおりますが、不況が金融事情などにはっきりした形を見せたのは昨年夏とみていいようです。株式も軟化し十一月から十二月には三度ばかり平均株価で一、二〇〇円を割った場面がありました。額面五、〇〇〇円の投信も三、〇〇〇円を割るものが出て、加入者も解約するものが増加しました。そのために四大証券を始め各証券会社は投信や売らねばならず、基準価格は益々下がるという悪循環をみせ始めました。政府もこれを憂慮し、二十八年十月の保全経済会の二の舞になるのを防ぐため、共同証券を設置して約二、〇〇〇億円の資金を費して、平均株価一、二〇〇円を維持するために買出動しました。その結果、大台維持という一応の目的は達しましたが、私の考えるところでは当時若し海外からボンド問題などの悪材料が入っておれば、信用不安のためダウ一、〇〇〇円位までの暴落は免れなかったろうと思われます。株価の低迷も池田時代の高度成長政策がふらついて来た一現象といえるわけですが、政府は実際には三、五〇〇億円用意し一部では無制限に買い続けるものとも云われました。財政当局が頭を痛めたのは底知れぬ株価の低落であり、これを放置すると信用不安から経済恐慌を惹起する恐れがあると考えたためであります。事実欧米においても日本の株式が安いという評判は鳴り響いておりました。また東京駐在の外国特派員はフリーであるべき株式市場へ日本国家が介入し、政府が株式を購入していることを知って非常に驚きました。しかし株式の時価というものは期待人気で上昇するものであり、消費物資のように買い占めで騰がるものではありません。私は当時共同証券の買出動も株式の時価評価の総額一七兆円の一割に当る七、〇〇〇億円は買わないと安定は無理だろうと書いたのですが、実際には日立以外の株式を全部買い上げたとしても、日立の株価は九五円から九六円位にしかならないでしょう。決して一〇、〇〇〇円にはならないのです。要するに需給調整をしても株式は収益証券であって、問題は差益金にあるのであり、いいかえれば〝動機を買う〟ものであるのです。騰がれば買い人気が出、下がれば恐怖相場で売りとなるわけです。株価は景気のバロメーターといわれますが、こういった底なしの凋落ぶりに当局は信用恐慌が起ることを防ごうとしたのです。

〈景気回復の兆〉

かくして何とか景気の立ち直りを計りたいという政府は昨年十月には準備率の引き下げに始まる一連の金融緩和政策を打ち出しました。準備率引下げでは一、〇〇〇億円程度の資金が市中に流れただけでしたが、年が明けてからは公定歩合の一厘引下げが行われることはほぼ確実とみられ、その期待人気から年頭の大発会から株価は暴騰し始めました。以上は常識的に考えた場合ですが、根本的にはもっと別の要因が作用したものなのです。それは人が替ったことであります。

先づ内閣総理大臣が替ったことですが、佐藤新総理が政治スローガンとして〝寛容と調和〟という言葉を使ったことはあまり頂けません。これは極くあたりまえのヒューマニズムの概念であって、世評もあまり芳しくないものでした。しかしながら官僚出の悪いくせが抜けていないとはいうものの、新聞をよくよむとわかるように事務当局に対しては個々に何かと新しい角度から指示を与えているのがわかります。経済の運営について無茶苦茶に伸ばすということを避け〝ヒズミを直す〟という態度が伺われます。その第一の政策は田中大蔵大臣が行った金融市場安定策として長期金利と短期金利のバランスをとろうとしていることです。そのために配当分離課税（六月の参院選挙目あてともとれるが）を施行したり、社債の金利引き上げなどを行い、会社の事業資金を活潑にし、コールの金利を引き下げようとしました。そしてコールは現在一時の三銭六厘から二銭六厘へと、一銭近く下っております。またこの政策の裏には佐藤総理の国債発行というバックアップがありますが、それは長期金利と短期金利のバランスがとれ、株式が安定したならば国債を発行しようというものです。先日私が佐藤さんと対談した際にも、私が「今時、国債を発行しないで新幹線という世界最高の交通機関や名神高速道路のような大がかりな公共投資をやっているが、これらが税金で賄えるのか」という質問に対し「これまでに五、〇〇〇億円から七、〇〇〇億円の税金をとり過ぎたのです。今後は経済成長による自然増収分位は国債を出しましょう」という話でありました。ラフな経済政策は避けようという態度が見られ、国債論争では総理と折れ合ったのですが、田中蔵相のいう直接税は安く、間接税は高くという考え方も、自由金利化へのはしりとみられ、大衆の好感を呼んだものであります。次に山際総裁の辞任による宇佐美新総裁の就任があります。三菱銀行の頭取であった氏が特にいいというのではなく、山際さんがわるかったといった方が適切かも知れません。山際さんはこれも官僚出身のわるいくせですが、同じことをやっていてもその発表の方法などが下手でした。例えば、公定歩合を下げても金融政策をゆるめることはしないというわけです。同じことでも下げただけはゆるむんだといった方がいいわけですが、それをしませんでした。こういった山際さんの暗いやり方が株式をくさらせた一原因とも云えますが、宇佐美新総裁に替ってムードは一新し、株の人気を盛り上げたのです。このように一見代わりばえのしない人事の交替が、案外骨のある政策をもち人気の盛り上がりに役立ったことも事実のようです。さて今年度の経済の見透しですが、その前にこの不景気を分析する必要があろうと思われます。その原因が不治のガンのように根深いものであれば、不況は二～三年は続いても仕方がないと思われますが、私はこの不況は過渡的な現象であり、これらの難問題は早晩解決されるものと判断いたします。

△不況の要因分析▽

(a) 生産過剰

これについては四月になれば解決するでしょう。ただセメント業界については、昨年度t当り一〇、〇〇〇円したものが六、〇〇〇円を割っているように極度に深刻化しており、大巾な生産調整が必要でしょう。生産過剰というより約四割の設備過剰であるといえ、これの解決が先決です。その他については先が見えており、鉄鋼については輸出の好調が顕著であり、電機製品・ナイロン・紙・特殊鋼もかなり明るい見透しです。わるいといわれる板紙でも来月が底となるでしょう。従って四月からは一般商品も堅調となる見込みです。

(b) 金融市場の逼迫

政策がかわり金利自由化の方向に進んでおり全体として緩んでくるでしょう。公定歩合は二月か三月にもう一厘引下げると思われますが、海外事情により夏から秋にかけて今度は引上げの可能性も出ていることも事実として見逃せません。ただ金利の自由化によって優秀な会社は銀行からどんどん借れるが、反対にわるい会社は借りにくくなるわけです。危険な会社は高い利子をとられて当然です。そうしないと銀行自身が困ってしまいます。このように〝選別融資〟の傾向が出てくるでしょう。また既に株価にはそれを証明するように同業の会社でも内容によってサヤを開けていることに気がつきます。例えば日立九五円、東芝七五円の二〇円ザヤ（今までは一〇円ザヤ）キリン二六〇円と朝日一八〇円の八〇円ザヤ（今までは三〇円）というように一流と二流の差が著しくなって来ています。というより本当の姿が株価に現われてくるようになったといった方が適切でしょう。その上株価の高い会社が社債を発行すれば銀行が引受けるので事業は活潑に

なり、人も集まるというわけで、内容のよい会社にとっては金融の逼迫は去ったとみていいでしょう。またこの金融事情の足を引っぱった一原因として経済が成長した割に、外国資本が入ってこなかったことが掲げられます。外国においては平均三%の成長しかなかったのに、どうしてこの高度成長をみせた日本に世界の資本が入らなかったのか。過去八年間短期資本はユーロダラー等の形で入ったものの、外国資本は長期としては殆んど日本の金融マーケットに顔を見せなかったのです。過去において大正末期の東芝―ゼネラル、富士―ジーメンス、戦後の石油業界が丸善を除いて約五〇%が外国資本で占められていた事実を想い起すと、昔為レートの問題があったとはいえ、何故外国資本による活潑な設備投資がなかったのか、疑問に思われるでしょう。その最大の障害は日本がまだよく外国に知られていないという事です。ウォールストリートでは「急に伸びているから危い」といわれました。欧米間ではお互いがよく内容を理解しておりますが、アジアの端に位置する日本はやはり世界に内容を知らしめるのに時間がかかるようです。しかしこれも一時的現象であって、早晩外国の長期資本が入ってくるものと思われます。従ってその意味でも金融逼迫は次第に緩和されてくるでしょう。

(c) コストインフレーション

結論からいいますと、これも過渡的な現象だとみていいようです。ある経済学者は賃金の上昇は企業の利益率を引き下げたと論じておりますが、私にいわしめればヨーロッパ、アメリカと比較して日本にはまだまだ労働力の余裕があり、賃金の点でも問題にならないと考えます。アメリカにおいては九五%の就業率というものの、白人は一〇〇%の完全雇用であり、五%は黒人を指すものです。それに比べて日本の場合は雇用されていても組織の無駄があって実際に労働にたずさわっているものの数字からみると、かなり無駄が多いようです。また、台湾・韓国には三、〇〇〇万人の労働力を控えております。日本の高卒（初任給一四、〇〇〇円）と同じ労働力を七、〇〇〇円で賄えるとなるとまた労働力のためのコスト・インフレーションを論ずる段階でもなさそうです。事実一部の印刷業者は京城あたりに下請けの仕事を出し、これをまた日本へもって来ているということです。局部的には人手不足の現象が表われたのは確かですが、だからといってこれで人手が足りないと論ずるのは早計と言わざるを得ません。

二、日本経済今後の方向

△国内事情からは回復期へ▽

一般には一年、株式は三年半続いたこの不況も交代した人の打つ手がよく、また周期的にみてもそろそろ上向きへと転換する時点といえましょう。ただ下期において再び引締めということも考えられないわけではありませんが、各業界の自粛ムードも行きわたったようで今後は材料、土地、人間等の仮需要のはき出しが行われる間は、一見不景気な様相を示すものの、そのあとは回復期へ向うものと思われます。株価の予想は当らないのが常ですが、当紙のアンケートによりますと、ダウ一、四〇〇円との答が圧倒的でしたが、私は一、五五〇円と一応予想いたします。一部情報によると状勢次第では次回は二厘引下げともいわれております。

△ひっかかる海外事情▽

(a) ポンド危機

しかしながらここで投資家が素直に買おうとするにはポンド問題がひっかかって来ます。私の推測では一割の引き下げは止むを得ないところと思われますが、過去三〇〇年間隆盛を誇った老大国にとって昨年度の成長率四%は荷が勝ち過ぎたようで、その強気のトガメがポンド不安となっているもののようです。イギリスは現在IMF（国際通貨基金）から十億ドル、日本を含む諸外国から三十億ドルの借款をしております。情報筋によると、そのうち約半分は費ってしまったようで実質的にはイギリスは〝銀行管理〟と申せます。この期にあたってフランスのドゴール大統領はカラ売りによってポンドを切り下げ、ヨーロッパを牛耳ろうと策しております。これはパリ大学のリュエーフ教授の影響によるものといわれます。この売り攻勢に対しイギリスの労働党政府は総選挙によってウィルソンの絶対的な支持を得てから、売り方の玉締めをやろうという魂胆のようです。これを〝Gold War〟と呼びます。一方アメリカもドゴールに金を売り応ずることによって世界通貨であるポンドの地位を守ろうとしています。故に四～五月のアメリカの動きを注意する必要があります。昨年十二月の数字によりますと、国際収支が三七～八億ドルの赤字であったアメリカにとって、ポンドを引下げさせぬために受ける負担は相当重いものです。その上アメリカは〝万年戦争〟の様相を呈

しているベトナム問題に手を焼いています。「手を引くべし」という意見と「もう一度たたいてからやめろ」という意見があるようですが、日本も協力を要請されており、この問題も頭の痛い材料の一つです。いづれにしてもポンド不安に対するアメリカの対処の仕方がポイントで、逐一外電で注意しなければなりません。またポンド引下げが止むを得ぬ場合アメリカはドル防衛の手に出るでしょう。それでなくても四年近く続いた好景気のあとだけに引締めの手を打ってくることが予測され、国際収支の悪化を防ぐため日本に対して行っている金利平衡税を延期したり、緊急立法によって長期外国投資防止法をつくるかも知れません。そうなれば貿易勘定は黒字でも資本勘定は赤字となり、差し引き二億ドルの黒字かトントン、あるいは赤字という可能性が出て来ます。

(b) ベルスタイン案について

こういった世界の情勢に鑑み、IMFの統計調査局長ベルスタイン氏はCRUという新しい準備単位を考えました。これは資本主義国家の通貨の流通を円滑にしようというものですが、IMFの各国の出資金を担保として債券を発行し、それを通貨の準備単位にしようというわけです。このCRUによって各国が外国に対する支払を認めると世界の流通が倍になります。金、ドル、ポンドに次ぐ第四の準備単位といわれますが、私の考えでは仲々うまく運ばないように思われます。

(c) アメリカの軍縮について

ポンド不安もアメリカの出方次第で左右されるわけですが、その国力についてみると、軍備に要する費用が問題になってきます。というのは国家予算の半分は国防費であるからです。原爆、水爆の保有量も仮想敵国の都市を全部破壊してなお五〇〇余残る位です。今後もプルトニュームはいくらでも出来、オーバーデフェンスといわれております。今後は原爆の小型化などが予想せられますが、軍縮局が近い将来軍縮省になり、戦前の状態に戻そうという動きははっきりしております。日本の経済に大きな影響力を持つアメリカの経済、それを左右する軍備の問題というような要素が複雑に組み合わさって今後の動向が決定されるのだといえましょう。

総じて回復期にあるとみていいのではないでしょうか。

好評を博した 県下観光土産品

東京三越で全国観光土産品即売会

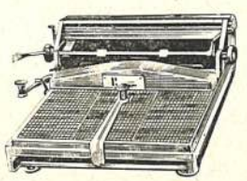
去る三月二日～七日の一週間にわたり、全国より郷土色豊かな土産品の展示即売会が催された。これは毎年日本商工会議所が主催し三越の協力を得て行なうもので、優良なる土産品の宣伝を兼ねたもの。今回は各地より選りすぐられた色とりどりの土産品が会場を埋め、華やかな雰囲気を醸し出していたが、お客さんも名産品が購入出来るまたとない機会であり、売上げも上々であった。

特に奈良県出品の古面、筆墨などは人気の的となり、毎年開かれるせいか馴染みの客も出来ているようであった。

また併催された味の茶屋もなかなかの盛況であり、県下からもわらび餅の出品があった。



ペンがわり
小型邦文タイプライター
だれでも 手書きより速くなります
どこでも 軽便自在のポータブルタイプ 邦文自由操作
豊富な活字 当用漢字補正分・英文活字 共2205字収容
県内有名文具店あり
奈良明新社
奈良橋本町 電②6236・4577・2246

日本タイプライター株式会社
〈新発売〉

SH－1型
45,000
大和商事社
奈良勝南院町 電②3829・5015

経営相談

商店員の労務管理

—まず尊敬信頼される店主に—

問 **商店員の労務管理について参考点をお教え下さい。また商店員はどんなことを教えたらよいでしょうか。本人の将来のためと、店の繁栄ということとの関連性からご説明願えれば幸いです。**（〇〇商店主）

答 若い人出の足りないおりから現在いる商店員の労務管理は極めて大切なことになります。つまり、現在いる人員において最高度に能率をあげてもらい、またそれらの人達の将来の栄光をじっと見守ってやるようにしたいものです。

まず店主の心がまえとしては、商店員から尊敬されるようになることが肝心です。またそれぞれの仕事は誇りをもつように教育し、労働条件をできるだけよくし、福祉施設はできるだけ整えてあげるようにしたいものです。

では、どんな人がら店員から尊敬されるのでしょうか。店主としては、真面目であり、明朗であり、ユーモアがあり、さらに健康で、店員の指導教育が可能なものということになります。

つぎに、どんな気がまえで店員に接したらよいかについて検討してみよう。あまりいばりちらさないよう、また小心でなくすべてにおおらかな態度をしめすようにしたいものです。さらに公と私との区別を扱うに際して、公私混同するようなことは避け、なにごとにも公平でありたいものです。店員の疑問や質問に対してはおっくうがらずによく教え、もろもろの意見に対しては、心ゆくまで話し合うようにしたいものです。

なお、商店員の指導にさいしては、店主自らが指導に当るようにする方がよいでしょう。

具体的には、何を教えるかということになりますが、直接に商店経営に関係あるものを列記してみましょう。

自動車および自動車の練習と交通規則、商店関係用語、接客態度、電話応待用語、戸じまり、防火、その他の災害予防、配達の方法、包装、発送、消耗品の整理商品知識、店内における販売技術、外交販売技術、商品陳列技術、ポスターその他宣伝技術、一般通信事務、仕入れ技術、商品管理、棚卸し実務、税務実務市場調査、経営管理実務、指導管理方法商業道徳などになります。

これらは、直接に商店経営に関係してくることがらでありますから、店自主ら機をみて親切に、愛情をこめて教えるように心がけ、立派な商店員を養成したいものです。このようなことを立派に行うことによって、その店の労務管理は、合理的に行なわれているといえるわけですがとにかく店主にとっては熱心ということが肝心となります。



労務

広告媒体には何を

……商品種よって検討必要……

問 **販売促進のために、宣伝広告をしたいと考えておりますが、その媒体は何がよいでしょうか、それぞれの媒体の特長と欠点などについて参考点をお教え下さい。**（〇〇食品KK）

答 たしかに宣伝広告の意義は大きく、それをするとしないとでは、売り上げ効果も違ってくる場合が多くあります。適時適切に宣伝広告するといういとが大切なのですが、以下、広告媒体別にそれぞれの得失を検討してみましょう。

新聞広告＝新聞広告は一般にひろく用いられていますが、それは迅速に広範囲に広告が可能であるという性格をもっているからでしょう。さらに、費用は一部当たりに計算すると極めて安くつくということもよく利用される理由になっているでしょう。半面、色刷広告が困難であるとか、一日経過すれば古新聞として棄てられる可能性が強いとか、一局部の人に広告したい場合費用の割りに効果が薄いとかの欠点を持っています。また一部当りの費用として計算するとたしかに安いが、一回の料金が極めて高いということも考える必要があるでしょう。

雑誌広告＝雑誌広告の長所として考えられることは、新聞のように簡単に棄てられることなく広告としての寿命が長いことです。

また、再三広告がみられるという可能性もあります。雑誌には、一応固定請者があるとみてよいわけで、その請者層向きの広告にはかなり有利です。その他、技術的なことで、雑誌広告は美しい色刷り広告もでき、広告として訴求価値が大きいといえます。しかし、新聞と違って迅速性に欠けるとか、ページ数の多い関係で広告が見落される危険性もあります。

ラジオ広告＝目に訴える新聞、雑誌などの広告と異なり、耳に訴える訴ですから効果もまた違った観点から考えられます。媒体として迅速であること、時間の選択によって対象を確実につかむことができることなどが長所として考えられます。しかし、時間にきき逃がしたら効果はなくなってしまいますからこの点に注意したいものです。

テレビ広告＝目と耳に訴える広告で、その効果はかなり大きいといわれています。

その他、屋外広告、車内広告、チラシ広告媒体が考えられますが、何れも一長一短というところで、やはり広告する商品の種類、性格、広告費用、広告対象などによってひとつひとつ検討されて、それぞれ利用するようにしたいものです。

金融懇談会



昭和四十年度の産業界も金融引締めより漸次緩和の方向に向い、一脈の燭光を見出したというものの、依然として金融難は深刻な問題であります。

ここに当所は金融関係先を招き、当面の金融情勢並びに業界の在り方について懇談会を開きました。出席者並びに概要は次の通り。

出席者（敬称略順不同）

金融団

宮原　正吾	近畿財務局奈良財務部長	
山本　八郎	近畿財務局奈良財務部理財課長	
石坂　義男	住友銀行奈良支店長	
鈴木　一	協和銀行奈良支店長	
富森　光弘	奈良市信用金庫理事長	
中山　重幸	日本勧業銀行奈良支店長	
西川　泰次	三和銀行奈良支店長	
村西彦三郎	三栄相互銀行専務取締役	

ゲスト

東田　担	奈良市観光商工係長
河合利喜蔵	奈良商工会議所副会頭
吉川　潔	奈良商工会議所副会頭
小山栄三郎	〃　〃
中村　貞三	〃　専務理事
和井田恒道	〃　局長

部会代表

阪本　善雄	商業小売部会	副部会長
下出久治郎	商業卸部会	部会長
上林　安彦	工業部会	副部会長
富田　富治	繊維工業部会	部会長
大東　善治	観光部会	部会長
今西清兵衛	醸造部会	部会長
水谷　嘉六	工芸部会	副部会長
尾田　利一	建設部会	部会長
福田　正雄	理財部会	副部会長
中岡　兵吉	交通運輸部会	副部会長

河合副会頭　昨年一年の金融引締めも昨年来より緩和の方向を見たというものの、未だ種々の問題を含んでいると思います。本日は金融問題について、又金融機関より業界を見た御意見又貸りる立場よりの金融についての御意見等忌憚ない御意見の交換を頂き度いと存します。

先づ宮原財務部長さんよりどうぞ

宮原　私は昨年十月当地に赴任して参りました。

昨年来より金融ひき締めの為倒産が続出し、その後大蔵省が心配して本格的な調査に乗り出しているわけですが、金融機関においても経済の実態に添った金融をして頂くことが大蔵省の方針であります。従って皆様方のお話しによって上部に申達すべきものは申達したいと思っております。また金融機関には奈良市経済の実情に添った金融をして頂く様に私の方も望みたいわけですが、金融制度調査会あたりでも金融に一定のルールを作らねばならないと討議されている様であります。

山本　昨年七月に私は当地に赴任して参りました。高度経済成長政策に伴なう企業の無計画によって過剰投資が起り、こうした切迫した事態を招きました。半面金融機関についてもこれも営利事業であり、返済に関係して大企業に融資がなされ中小企業には撰別しなくてはということであまり中小企業には金融がなされないということを聞きますが、この様なことは是正願いたいと思っております。

上林　その通りで我々中小企業には回って来ません。

宮原　中小企業でも優秀な企業には融資がなされている筈ですが……。

上林　奈良県では預金を吸収してそれを他府県で貸すというケースも多いと聞いておりますが、この点について如何ですか。

河合　この間財界人が集まった時、やはりコールの問題、預金と借出しの関係が財界人の中心になっておりました。財務部長さんよろしくお願いいたします。

宮原　今おっしゃった様に金融機関にお願いしてはいるが、しかし借りる方も堅実経営への努力をされたいと思います。奈良の方々も他県にお金をあづけられている人が多いらしいですよ。これらの協力体制もおとり頂き度いと思います。

上林　貸したくとも堅実経営が少ないといわれるが、銀行の本店の方でしわよせを食っているらしい様ですね。

宮原　その事については厳しく指導をしております。

上林　大阪の様に風船玉のような企業はないですが、しかし積極的な企業も少ないというのが現状のようですが、お金もなかなか借してもらえない。

尾田　鶏が先か、玉子が先かの先で金を借してくれないという考え方が支配している様です。なにかしようと計画しても借してもらえないありさまです。

河合　奈良は倒産も少ない。従って堅実であるともいえる。奈良は金を集めるところで貸出すところではないという様な傾向がある様に思います。

鈴木　そういうことはない。集めるのには苦労している位です。

河合　観光は第三種になっているが大東さんどうですか。

大東　基本的にやりかえてもらわねばならない。旅館の設備は一室当り二〇〇万～四五〇万かけており、奈良ではせいぜい六〇万～七〇万円しかかけていないのが現状で、もっと観光事業に眼をひらいて頂き度いと思う。現在の奈良では設備面で手を入れるだけでは駄目で基本的にやりかえる時期であると思っています。この間聞いた話では大阪では料理屋に手形が廻るというえらい時代になっている。しかし奈良の旅館でつぶれたところはない。奈良の旅館では借があるといっても微々たるものでしょう。一つ眼を開いて頂き観光事業に対する認識を新たにし融資を指導して頂きたいと思います。

中村専務　テレビの時事解説で聞いたが、現在七兆何千億円の手形が市中に廻っている。その裏付の預金は五兆何千億しかない。二兆何千億円は宙に浮いている幽霊ということになるということを聞きましたが大変なことですね。

石坂　兌換券を発行しても足らないなあ。

河合　手形とは元来どこの銀行へ行っても割ってもらえるものだが、現実はそうはゆかない。この様な手形しか困るし又そうなって欲しいものですね。

石坂　東京でも銀行で作った手形を渡し、どこへ渡すということで規制しようとしているが、これには問題がある。実際問題として困る面が出てくる。又転売してしまうとわからなくなるという問題があるが、これが出来なくなるとある程度無責任手形発行は規制されるんですが…。

石坂　基本的には商業道徳の低下が原因でしょうね。

富田　繊維工業部会として昨年の下半期より引締めされたが、それが奈良の中小企業にしわ寄せされる様な状態で手形も九〇日～一二〇日になる。こうなると我々中小企業のわくを拡げてもらわねば何ともならない状態に追い込められる。何とか一つ増わくして頂きたいと思います。

大東　手形の長期化についてオサン手形、飛行機手形というような流行語まで出るしまつになった。

大東・中村専務　手形期日の規制はできないものだろうか。

河合　出来ないだろう。大きな処では三ケ月も四ケ月も手形を書かないで、それから一二〇日位の手形を書くというような事も聞いている。

大東　それでもやはりもらわねばならない中小企業ではこういう状態であるということを御明察願いたい。

上林　手形を長期化して金を集める手で、中小企業基本法に支払い保持もあるが、何とかならないかと思います。

尾田　恐らく手を打ってもだめでしょう。人間が死を覚悟した場合、何でもするのと同じことです。田舎では不渡りとしない様ですね。

石坂　不渡りは手形交換所を通じたも

のみ不渡処分になるが、手形交換所のない処では預金不足ということになります。

河合　税務署はなかなか認めてもらえない。預金不足では将来もらえるのではないかということで……。

石坂　銀行の証明書をもらえばどうか。

上林　銀行さんよりみてなにか奈良の企業についてお話し頂けないか。

石坂　この間守谷さんの話を聞いたが実感としてあの通りである。とにかく企画性という面がおくれていると思う。

河合　銀行さんあたりでは研究所等持っておられるが何時かお話ししてもらえないか。

石坂　卒直にいって奈良の方は勉強する方が少ないですね。私共話をもっていっても応じてくれる人は少ないですね。

富森　勉強が足らんということですね。

石坂　現状では金を貸さないといわれるがそんなことはない。ただ銀行も公益性と収益をもつ営利事業で融資は奈良で出来にくいといわれるが、良い所には相当出しています。

河合　会議所では年末夏期の特別融資相談をしていますが、なかなか来て頂けません。こういうことをみると何とかやりくりはついているということでしょうか。

富田　会議所で企業診断の審査会をもうけたらよいと思いますが。

河合　指導室の程度では出来ないだろう。

小山　前にも講演会の後で相談所を開設していられたが、相談に来る人は少なかったですね。

河合　どうも何をしても奈良はお客さんが少ないということは何とか皆さん運転してゆけるのではないかと思えますね。

大東　都会では皆積極性があるが、奈良の人々は保守的で面子という様なものがあり、金融相談にしてもやはり相談しやすいような工夫が必要ではないでしょうか。個人の秘密というものに注意するともっと利用者があるのではないでしょうか。

中村専務　今までの相談ででもそういう配慮はやっていますがそれでも少ないですね。

以前歩積両建について業界の方々に寄っていただきましたが、業界の方々はこれを是認せられました。財務部の方々はそれを聞いてびっくりされたことがありました。

尾田　歩積は大阪に比して奈良は大きい様に思う。

吉川　会頭会議で「このごろ銀行は金貸さんなあ」という話が出て、それではということで奈良ホテルで会合を開いた。そうすると人の問題ばかり出て金の話は出なかった。おかしいものだと思った。

尾田　同じ地区内ではだめで奈良と大阪の合同会議をしなければ話は出ないでしょう。

吉川　約束手形の長期化は大企業がわるいと私は思います。

尾田　約手は期日で落ちるものだから悪くはないが、落ちない手形があることに問題がある。歩積の問題は各業者がいっていると銀行さんもお考えになるだろう。

宮原　歩積両建については大蔵省も考えており、業者の方からどんどん言って来て頂くと私の方も銀行と話し合いを持ちます。

河合　銀行ではあまりバランスシートを見ていただいてないのではないでしょうか。よくお調らべになりますか。

石坂　もちろん調べています。

吉川　大会社ほど手形を出す。しかも長い。大銀行ではこれは長いなあということで信用金庫さんあたりでお願いしているという状態です。手形割引の問題ですが大阪では半分ぐらいで割っているらしいですよ。

中村　この問題には財務部あたりでは関心をお持ちですか。

宮原　大いに関心をもっております。

太東　日商あたりでは勧誘状を出している。

石坂　それを買う人がいるから日商は資金が出来る。皆さん方が援助している様なものである。

上林・大東　悪いとわかっていて割らねばならない。悪循環ですね。

宮原　手形とはどういうものか知らないで書く人もいる、業者の方々にもわきまえて頂きたい。

下出　金を払わないから手形を書けというようになる。

河合　会議所としてのお願いは中小企業に対してせいぜいきめこまかく配慮をお願いしたいと思います。ではこのへんで……。

会議所は商工業者のセンターです

是非当所会員に御入会を！

当商工会議所は商工会議所法に基づいて設立されております総合経済団体でありますが、その会員組織は商業・工業・サービス業等の経営者によって運営されています唯一の経営者団体でありまして、その目的は商工業の繁栄と地域経済の発展をはかる為、企業経営規模の大小にかかわらず、真に経営者の立場に立ち、組織的には実業人の結集体として世論を集めて、之を生かし、経営的には、労務・金融・税務・販売拡張問題等につき、その対策を実施することを本来の使命と致しておるのであります。

常に企業経営近代化のために、活動致しておりますので、未加入の事業場は新事業年度を迎えました機会に是非当所へ御入会下さるようおすすめ申上げます。

尚、御入会は商工業者皆様に広く開放致しておりますので左記により御加入賜りますよう！お願い申上げます。

記

1、一口に言って商工会議所は企業の秘書役です。

2、会費は（口数制度で企業規模により口数は異なります。）

一ケ年法人一口三、〇〇〇円個人一口二、〇〇〇円となっております。

尚一口増す毎に法人は二、〇〇〇円、個人は一、〇〇〇円加算致します。

3、当所は加入金はいりません。

4、入会手続きは同封申込書に記入御捺印の上当所宛御送付下さるだけで済みます。当所より係員参上致します。

5、入会についての御照会は電話奈良②六〇七五番当所総務部へ御連絡下さい。

国旗を掲揚しましょう



一、各事業場では毎朝始業前に国旗を掲げましょう。

二、国の祝祭日、記念日には各戸て必ず国旗を掲げましょう。

国旗をたてよう　われらの日の丸
心に職場に　家ごとに
みんな掲げて　明るいくらし
われらの日本だ　日の丸だ

議員異動

新議員　㈱南都銀行　頭取　亀田源治郎氏
旧議員　㈱南都銀行　頭取　故赤坂頼麿氏

新入会員紹介

◇㈱今西組（今西寿雄）学園町南二丁目◇新生駒紙工業㈱（多田実）北之庄町◇（木村清太郎）下三条町◇大和中央陸運㈱奈良営業所（辰己清）南京終町◇井上物産（井上秀次）春日野町◇森村鉄工所（森村秀夫）油阪町四◇㈱テラカワ（寺川カズエ）二名町◇㈱ポーラー化粧品本舗奈良営業所（熊本邦彦）高天町

奈良市小売物価動向表

（昭和40年３月）

品目 ＼ 月別	地域別	39年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	40年 1月	2月	3月
総平均	奈良	113.9	113.2	114.4	111.4	116.8	110.9	115.2	114.1	113.3	116.5	115.5	116.1
	大阪	112.8	112.8	113.2	112.6	112.4	113.1	114.8	114.0	114.2	115.0	115.3	115.8
	東京	113.1	113.1	113.2	114.0	114.2	115.1	118.4	116.0	115.6	116.6	117.5	
食料品	奈良	118.2	118.0	118.3	119.8	131.3	119.1	124.5	121.2	120.4	127.0	125.3	125.4
	大阪	121.1	120.9	121.2	120.0	119.6	121.3	125.4	123.2	123.0	126.0	127.3	128.3
	東京	119.5	118.6	118.9	121.3	122.7	123.2	130.4	125.1	124.1	126.6	128.3	
穀類	奈良	115.8	116.7	116.7	116.7	116.7	118.5	118.5	118.8	119.9	132.1	132.1	126.9
	大阪	116.1	117.0	120.8	120.8	120.8	120.8	121.5	121.5	122.6	135.3	135.3	135.3
	東京	114.9	114.9	114.9	114.9	114.9	115.3	115.8	116.6	116.7	131.3	131.8	
粉、粉製品	奈良	110.9	113.6	113.6	113.6	113.6	113.6	113.6	113.6	113.6	113.6	123.6	123.6
	大阪	145.2	145.2	145.2	145.2	145.2	145.2	145.2	145.2	145.2	145.2	145.2	145.2
	東京	109.3	109.3	109.3	109.3	109.3	109.3	109.3	109.3	109.3	109.3	109.3	
野菜	奈良	194.2	173.2	141.2	125.0	156.3	158.2	251.0	189.6	175.8	176.2	171.1	196.5
	大阪	151.5	167.9	122.8	116.4	114.7	170.7	218.1	169.2	154.0	165.7	142.0	174.9
	東京	172.2	161.3	141.5	146.0	158.0	181.1	299.4	214.9	200.2	205.6	209.9	
果物	奈良	132.3	130.9	191.2	211.0	115.6	94.9	152.2	117.1	99.2	184.7	98.6	128.6
	大阪	157.3	127.1	144.2	126.2	125.7	120.2	158.6	119.5	103.0	103.8	123.0	144.3
	東京	143.6	122.4	247.9	172.8	221.6	166.4	164.3	128.9	127.0	136.4	146.5	
鮮魚	奈良	126.9	114.2	105.5	141.8	147.4	171.7	157.2	172.9	163.5	160.3	181.5	163.9
	大阪	139.8	130.1	142.1	136.2	126.6	119.2	148.3	166.1	174.4	159.5	180.5	158.2
	東京	159.4	166.2	171.1	189.6	206.4	220.0	204.4	223.2	231.9	220.7	243.4	
乾物	奈良	150.7	179.9	181.7	186.0	190.5	180.5	180.5	180.5	181.7	181.7	181.7	181.7
	大阪	141.2	141.6	141.6	140.6	140.6	140.6	140.6	140.6	143.2	137.4	139.9	139.9
	東京	161.9	161.9	162.7	160.9	160.9	164.8	164.8	160.9	148.5	143.1	140.1	
畜産食品	奈良	113.7	110.7	112.6	112.6	112.6	113.0	113.0	113.0	113.0	113.0	113.0	118.0
	大阪	107.2	107.1	109.2	108.2	108.2	108.2	109.1	109.1	109.1	109.1	109.1	110.3
	東京	117.7	117.6	121.4	120.7	122.3	124.5	107.2	126.6	127.2	126.9	126.0	
調味料	奈良	113.8	113.8	113.8	110.1	110.1	110.1	106.5	106.5	107.9	107.9	109.2	109.2
	大阪	121.8	121.8	121.4	120.5	120.5	120.5	117.9	117.9	118.4	118.1	120.5	120.5
	東京	117.5	117.5	116.2	113.8	113.2	111.7	111.4	111.4	111.4	111.7	113.6	
加工食品	奈良	128.7	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	132.0	132.0	132.0	132.2
	大阪	155.1	155.1	155.1	155.1	155.1	155.1	155.1	155.1	155.1	155.7	155.7	154.9
	東京	139.5	139.5	139.5	142.5	142.5	143.8	148.8	148.8	147.5	147.5	147.5	
菓子	奈良	110.8	110.8	110.8	110.8	110.8	110.8	110.8	110.8	110.8	110.8	110.8	110.9
	大阪	124 1	124.1	124.1	124.1	124.1	124.1	124.1	124.1	124.1	124.1	124.1	124.1
	東京	118.3	118.3	118.3	118.3	118.3	118.3	118.3	118.3	118.3	118.3	118.3	
嗜好品	奈良	98.7	98.7	92.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	99.9	99.9
	大阪	101.2	101.2	101.2	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.2	104.0	104.0
	東京	100.8	100.8	100.8	100.8	100.8	100.8	100.8	100.8	100.8	100.8	102.4	
繊維品	奈良	112.6	109.1	107.5	104.2	100.7	101.5	112.0	114.0	108.3	108.3	104.3	105.5
	大阪	107.4	107.3	107.7	107.3	107.2	107.2	107.2	107.2	107.9	107.1	106.4	106.4
	東京	104.2	107.2	107.5	106.4	105.5	107.4	107.5	107.6	107.8	107.3	108.3	
建材家具	奈良	114.0	107.4	106.4	105.6	105.6	105.0	103.7	104.5	105.8	105.6	107.0	107.0
	大阪	119.7	120.0	119.9	119.8	119.8	119.8	119.8	119.8	119.8	119.8	119.8	119.8
	東京	120.6	119.2	119.5	119.5	119.3	119.1	119.2	118.9	118.8	118.9	118.9	
燃料	奈良	126.5	107.4	117.8	117.8	114.1	114.1	115.7	122.3	125.9	125.9	126.2	125.9
	大阪	116.3	116.3	118.1	117.9	117.9	117.9	117.9	118.1	120.1	117.1	117.1	117.1
	東京	117.0	117.0	115.6	114.7	114.2	114.9	116.7	118.3	118.4	118.6	118.8	
機械器具	奈良	92.9	96.3	85.0	85.0	85.0	84.8	84.8	84.8	84.8	84.8	90.4	90.3
	大阪	94.1	94.1	94.5	94.5	94.5	94.3	94.3	94.3	94.3	94.2	94.2	94.2
	東京	88.0	87.4	86.7	86.7	86.5	86.5	85.5	85.5	85.5	85.5	84.9	
雑品	奈良	111.4	110.2	109.2	108.7	108.7	110.4	110.3	109.9	112.1	111.0	110.4	112.2
	大阪	107.7	108.1	108.5	108.3	108.4	108.9	109.0	109.2	109.9	108.7	109.2	109.2
	東京	116.3	116.0	116.3	115.9	115.8	116.2	116.2	110.8	113.0	116.2	116.4	

【注】

◎四月以降野菜、果物を分離して指数計算いたしました。

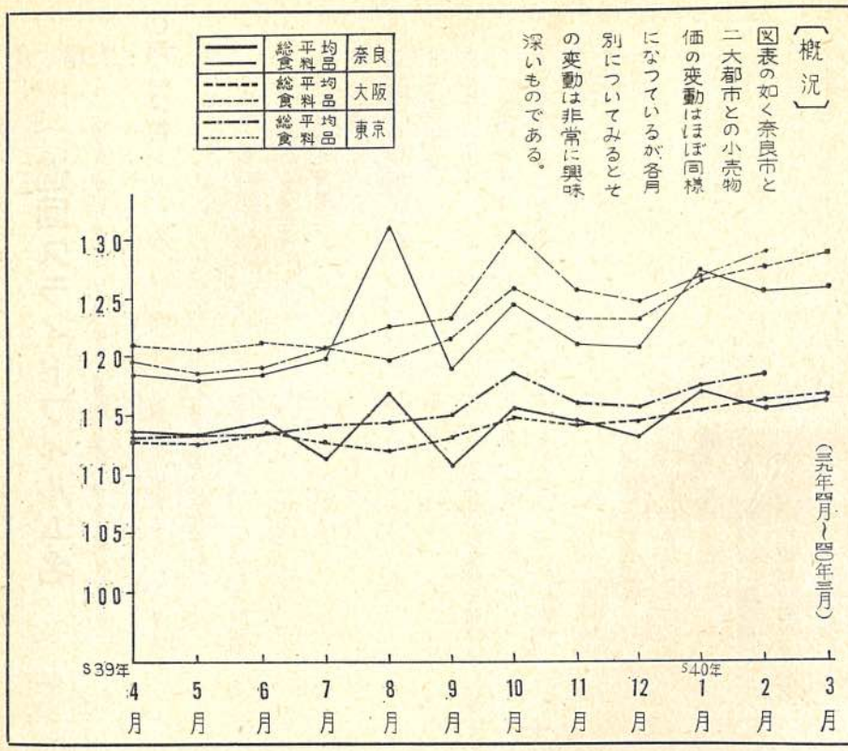
毎月十五日に一斉実施されるもので、経済に敏感な二大都市を対比して一目瞭然興味深いものであります。

此表は昭和三十五年を基準とした月別三都市比較小売物価指数表で調査対象品目一九一を全国の会議所において

最近一年間の奈良と二大都市との小売物価変動

【概況】

図表の如く奈良市と二大都市との小売物価の変動はほぼ同様になつているが各月別についてみるとその変動は非常に興味深いものである。



取照引会

売り希望

クロスオマツト（紙不用洋式便器）
ジャム
ボウリング機械
自動車部品
ベビー用品
ゴルフ用具
こけし人形
建築材料
電動加算機

東京・島津商店
大阪・丸三ジャム㈱
横浜・高島屋
浦和・マキ産業㈱
神戸・木村坦㈱
三重・三重製網㈱
長野・岡谷商工会議所
大阪・東洋製網製造㈱
東京・和幸産業㈱

買い希望

菊一文字
骨粉
灸治用よもぎ
ビーチサンダル
素灰
運動靴、スキー靴
淡水魚（養魚）
茶せん
人造バラン
ふとん袋

広島・多木文雄
岩手・花巻商工会議所
京都・梶原源才
静岡・河津屋本店
岐阜・美濃商工会
和歌山・三友製革所
富山・魚津商工会議所
下関・作花茶舗
高知・三栄産業
福山・福山商工会議所

株式、投資信託、公社債

お客様本位のサービスの店

大阪屋證券

奈良支店　奈良市東向北町27　電話奈良②6116～9

高田出張所　大和高田市本郷2　電話高田②3477～9

奈良県銀行協会

南都銀行
三和銀行奈良支店
住友銀行奈良支店
日本勧業銀行奈良支店
協和銀行奈良支店
紀陽銀行五条支店

手形割引
株券・公社債

電話担保
金融全般

低金利即決貸付

（小切手即時現金交換）

親切・信用を誇る店

幸信産業株式会社

奈良市高天市町
電話②8885～6

取締役社長　藤田三郎

〔紹介〕

巡回スライドフィルム名

○商店経営シリーズ

1 明日はどうなる？。
2 あなたの仕事に誇りを持とう。
3 売れているのになぜ儲からぬ。
4 軌道にのった繁栄。
5 新しい店舗。
6 強力店と競争するには。
7 ミチバチ戦術。
8 店員は何を求めているか。
9 ちょいと東京の人。
10 上手な販売、下手な販売。
11 乱売店も怖くない。
12 接客第一歩。
13 あなたの店ではやっていますか？。
14 サービスとは。
15 商品の顔、札の顔。
16 売掛金回収の秘訣。
17 売れる客層のつかみかた。
18 新人の育て方。
19 販売効率をあげるには。
20 上手なお客の応待法。（新巻）
21 上手なお店の広告戦略。（〃）
22 経営改善への道。
23 お客は常に正しい。
24 販売値段は一つしかない。
25 お客は満足をかう。
26 商店における陳列と照明。
27 〃（最寄品の部）
28 新しい販売。
29 商店街活動。
30 接客サービスの向上。（上）
31 〃（下）
32 店員の傭入れと労働条件。
33 福祉施設と余暇善用。
34 包装の仕方。（基本編）
35 〃（応用編）
36 品質表示と販売促進。
37 商工会議所とは。
38 繁栄する商店街
39 店頭販売の秘訣（接客編）
40 これからの小売商店の生きる道
41 今日の店舗、明日の繁栄
42 税金を怖れない経営（新巻）
43 貴方にも開かれている金融の窓口（〃）

○工場経営シリーズ

1 カギは貴方が握っている。
2 楽しい職場を作るには。
3 ぼやぼやしちゃいられない。
4 やさしい複式簿記
5 新しい人間関係
6 人間関係のポイント
7 あなたもコストダウンが出来る

○実務訓練関係

1 正しい電話の応接。
2 正しい受付と接待の仕方。
3 正しい態度。
4 積極性を伸ばすには。
5 命令の受け方、報告の仕方。
6 会議の開き方。
7 話し方の技術。
8 T・W・Iとは。
9 教え方の四段階。
10 人を協力させるには。
11 作業分析。
12 安全。
13 電話の心得。
14 停れ、見よ、そして訊ねよ。
15 職場のモラール。

御申込は　当所業務課へ　電話②六〇七五

経営改善のパトロール

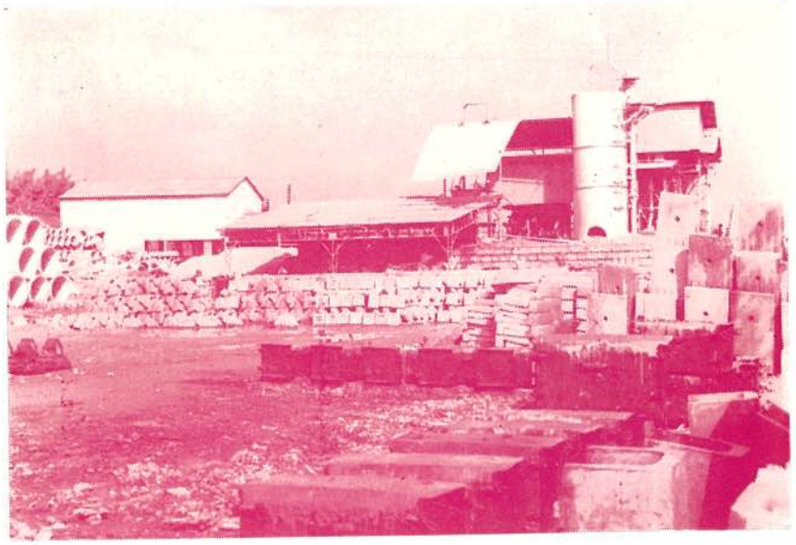
★小規模事業の皆さん
商工会議所では市内の小規模事業者の経営および技術の改善のお役にたつため、無料で巡回して皆さんのご相談に応じております。皆さん方より受けるご相談事項については、相談の機密を十分お守りいたしますから、何卒ご安心の上、お気軽にご利用下さい。

★経営指導員とは
通産大臣より資格認定を受けた実務指導者で、何れも奈良商工会議所職員ですから、きっと皆さん方のご満足をいただけるものと思います。

★経営指導員の取扱う仕事
相談―生産、販売、労務、税務、金融など商工業一般
診断―お店や工場の経営状況を実地に診断し、今後の経営改善の指針をお教えします。
その他―小規模事業の皆さん方に必要な法律や市できめられた種々の手続きなどについてもご説明いたします。

★ご相談はすべて無料、お気軽に電話お……TEL②6075～7

昭和四十年四月三十日印刷
昭和四十年五月十五日発行
奈良市東向中町六
編集兼発行人　中村貞三
奈良市橋本町三六
印刷人　乾太郎
奈良市橋本町三六
印刷所　奈良明新社
奈良市東向中町六
発行所　奈良商工会議所
電話奈良代表②六〇七五



藤式V型ブロック
広瀬式スクラム型ブロック
各種U字溝及鉄筋コンクリート管　製造及販売
其他道路用コンクリート工業製品一式
木津川産砂利及び砂採取販売
宅地造成其他土木工事施工

株式会社 **近畿建材**

取締役社長　堀　鉱一郎

本　社　奈良市尼ケ辻町1丁目841番地
電話(奈良2局) 6018番
コンクリート工業製品工場　奈良市佐紀町2446番地
電話(奈良2局)0881～2番
砂利採取場　京都府相楽郡木津町鹿背山地先
電話(山城町局) 227番
大阪販売店　大阪市東区北浜4丁目13番地
宝来物産株式会社
電話(大阪231局)9666・9667番

海外旅行のベテラン日通観光
あなたを世界へ

奈良市油阪町拾四
日本通運株式会社奈良支店
支店長　中岡兵吉
電話奈良②自四七六一至四七六五(代表)

御用命は是非
通
正確・迅速・低廉・おにもつは
黄色い車の自動車便

配線に心くばって明るい電化
電気でひらく明るいくらし

関西電力株式会社

奈良支店長　西崎誠
電話奈良②自五二〇一番至五二〇七番

庭造りの
御相談は
稔和農園
へ



種…花卉、球根、肥料

奈良市三條通り一丁目
株式会社 稔和農園
電 奈良②4077番
農場 奈良市立石町

奈良県に本店のある

皆様の銀行

株式会社

三榮相互銀行

取締役社長 野村萬作

本店 奈良市下三条町八番地

支店及び出張所 下市町 高田市 桜井市 天理市 五条市 大阪市 上市